
 タイ投資環境

2019年10月

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほ総合研究所

調査本部



【目次】

I. 基礎情報

【 I - 1 】アジア主要国経済指標	P.3
【 I - 2 】基礎データ・概況	P.4
【 I - 3 】経済構造	P.5
【 I - 4 】経済・産業の特徴	P.8
【 I - 5 】経済情勢	P.9
【 I - 6 】政治情勢	P.12
【 I - 7 】経済発展上の課題	P.13
【 I - 8 】経済発展上の強み	P.14
【 I - 9 】リスク	P.15
【 I - 10 】直接投資動向	P.16
【 I - 11 】投資先としてのポテンシャル総括	P.19

II. 投資関連情報

【 II - 1 】労働関連情報	P.21
【 II - 2 】主要工業団地	P.23
【 II - 3 】会計・税務関連情報	P.24

III. 拠点設立

【 III - 1 】進出形態	P.26
【 III - 2 】拠点設立フロー	P.27
【 III - 3 】現地費用	P.28
【 III - 4 】口座開設	P.29

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【 IV - 1 】外資規制	P.31
【 IV - 2 】投資奨励制度	P.35
【 IV - 3 】会社法関連	P.36
【 IV - 4 】為替管理制度	P.37
【 IV - 5 】貿易制度	P.39
【 IV - 6 】通貨規制	P.40
【 IV - 7 】不動産関連規制	P.41
【 IV - 8 】成長政策	P.42
【 IV - 9 】近時トピックス	P.45

V. その他

【 V - 1 】みずほ銀行 タイ拠点のご案内	P.48
【 V - 2 】タイ現地関連会社のご案内	P.50
【 V - 3 】業務協定	P.52

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【 I - 1】アジア主要国経済指標

国名	韓国	日本	中国	シンガポール	台湾	香港
人口(百万人)	51.6	126.5	1,395.4	5.6	23.6	7.5
名目GDP(億USD)	17,205	49,718	133,681	3,641	5,899	3,627
実質GDP成長率(前年比)	2.7	0.8	6.6	3.1	2.6	3.0
1人あたりGDP(USD)	33,320	39,304	9,580	64,579	25,008	48,451
2019年GDP成長率見込	2.0	0.9	6.1	0.5	2.0	0.3
信用格付(S&P) as of Oct 2019	AA	A+	A+	AAA	AA-	AA+
国名	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	インド
人口(百万人)	67.8	264.2	32.4	106.6	94.6	1,334.2
名目GDP(億USD)	5,049	10,225	3,586	3,309	2,413	27,187
実質GDP成長率(前年比)	4.1	5.2	4.7	6.2	7.1	6.8
1人あたりGDP(USD)	7,448	3,871	11,072	3,104	2,551	2,038
2019年GDP成長率見込	2.9	5.0	4.5	5.7	6.5	6.1
信用格付(S&P) as of Oct 2019	BBB+	BBB	A-	BBB+	BB	BBB-

(注)1. 数値は2018年ベース、斜体箇所はIMF推定値

2. S&P格付定義 A :当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい
 BBB:当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い
 BB :他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低い、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある

(出所)IMF “World Economic Outlook Database”、Bloombergより みずほ総合研究所作成

【 I -2】基礎データ・概況



(出所)IMF資料、UN資料等より みずほ総合研究所作成

タイ基礎データ

- 【人口】 6,779万人(日本の約半分、2018年IMF)
- 【面積】 約51.4万Km²(日本の約1.4倍)
- 【首都】 バンコク 人口:約10,156万人(2018年UN)
- 【言語】 タイ語
- 【民族】 タイ族(その他、華僑、マレー族等)
- 【宗教】 仏教94%、イスラム教5%、その他1%
- 【通貨】 バーツ
- 【政治】 立憲君主制
国家元首:ワチラロンコン国王(ラーマ10世)
議会:二院制
- 【GDP】 名目:5,049億ドル、1人あたり:7,448米ドル(2018年IMF)
- 【実質GDP成長率】 4.1%(2018年IMF)
- 【主要産業】 農業(米、タピオカ、ゴム)、製造業(自動車・IC・電気製品・食品・繊維・衣料等)

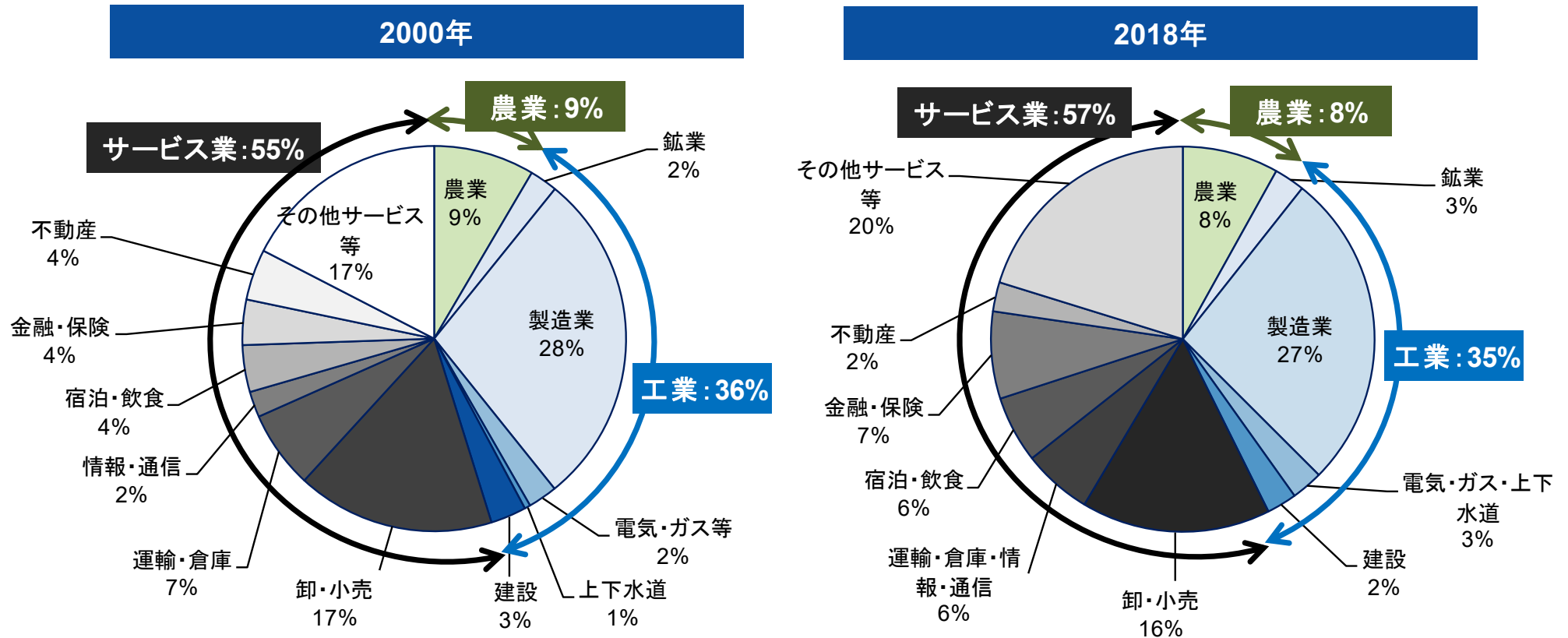
タイ概況

- タイ王国はインドシナ半島中央部に位置する東南アジア屈指の工業国
- 1980年以降に日本をはじめとする外資を導入して、工業化に成功
- 1997年の同国を発端としたアジア通貨危機は周辺国を含む社会に深刻な影響を与えたが、国際社会の支援を受けてタイ経済は回復
- 2013年11月の反政府デモ、2014年5月の軍事クーデターの影響を受け、2014年こそ低成長にとどまったものの、2015年以降GDP成長率は緩やかながらも回復
- 政治については、2019年5月の総選挙でプラユット首相の続投が決定。他方、与野党の議席差は小さく、与党連立も一枚岩ではないことから、今後の政権運営に注視

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- ◆ 1980年代に日系企業の進出ラッシュにより輸出指向型工業化が飛躍的に進展。足元では、進出地マーケット指向型やクロスボーダーサプライチェーン型へと変化
- ◆ 日本企業の進出等を背景に製造業が発達し、長く経済成長を牽引してきた。ただし、経済が成熟化しつつあることから、近年はサービス業がGDPの過半を占める

産業別GDP構成比(2000年と直近の比較)

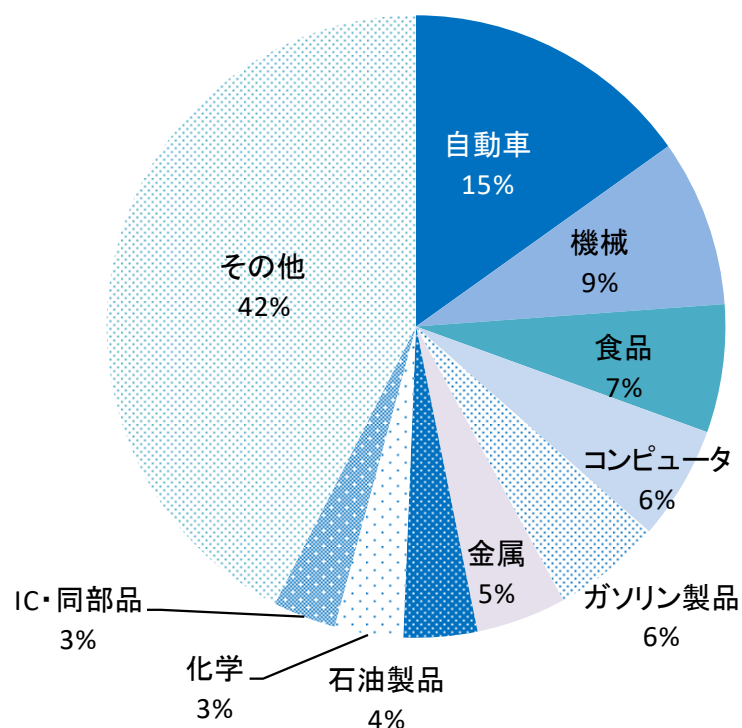


(出所)ADB Key Indicatorsより みずほ総合研究所作成

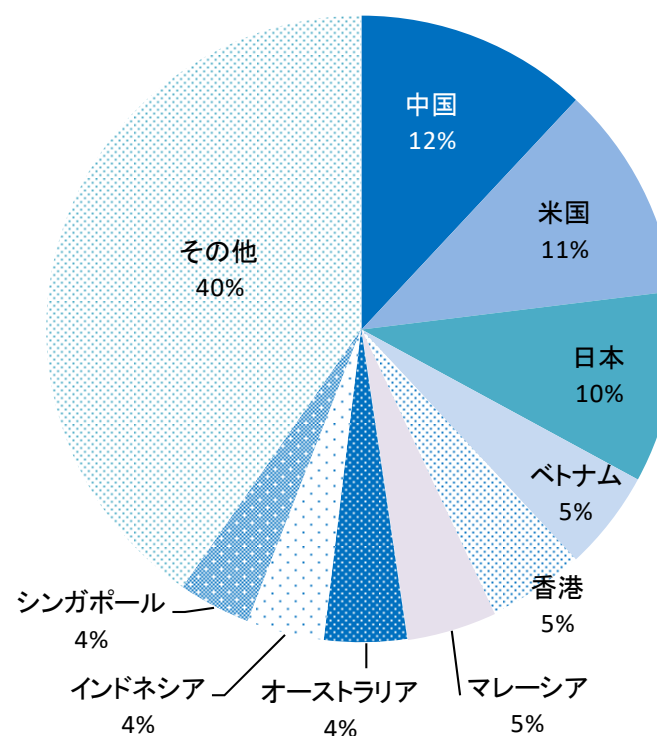
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

- ◆ タイには幅広い輸出産業があるが、最大輸出品目はASEAN最大の生産台数を誇る自動車である。これに、機械類と食品が続く
- ◆ 主要な輸出先は、中国、米国、日本となっている

財別輸出内訳(2018年)



国別輸出内訳(2018年)

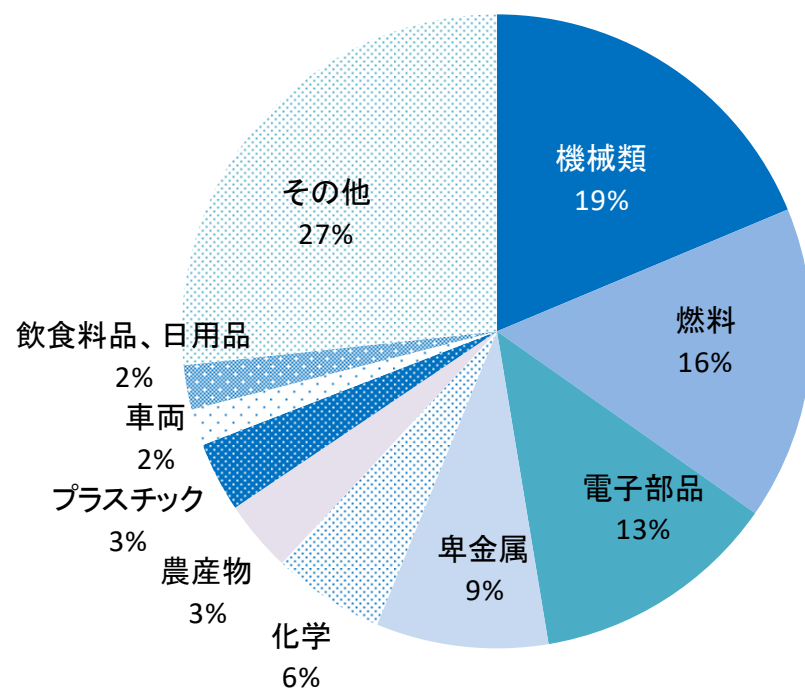


(出所)タイ商務省、タイ中央銀行より みずほ総合研究所作成

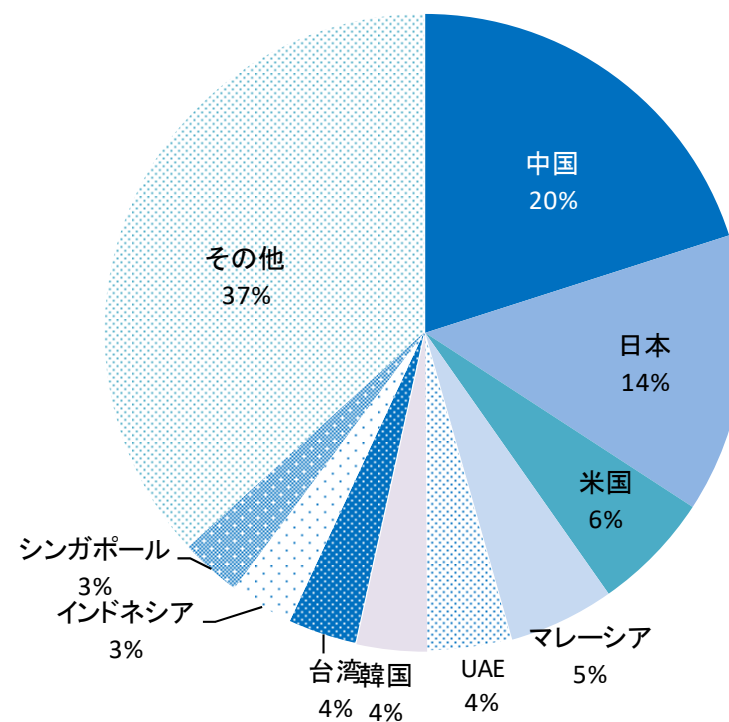
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

- ◆ 日系企業を中心とした外資企業の活動を反映して、機械設備等の資本財や原材料の輸入が多い
- ◆ 最大の輸入相手国は、年々シェアが高まっている中国である。これに日本が続く

財別輸入内訳(2018年)



国別輸入内訳(2018年)



(出所)タイ商務省、タイ中央銀行より みずほ総合研究所作成

【 I - 4】経済・産業の特徴

- ◆ 製造業では自動車産業、電気・電子産業が高いプレゼンス
- ◆ 近時は高度産業の育成に向けタイランド4.0(※)を掲げ、積極的に投資誘致を行っている
- ◆ 農林水産業、サービス業も重要な外貨獲得手段

(※)これまで経済構造の重点が農業(第1段階)、軽工業(第2段階)、重工業(第3段階)へと移り変わってきたが、今後はイノベーションや生産性向上などにより、持続的に高付加価値な財・サービスを創造する第4の発展段階を目指すもの

主要産業の特徴と動向

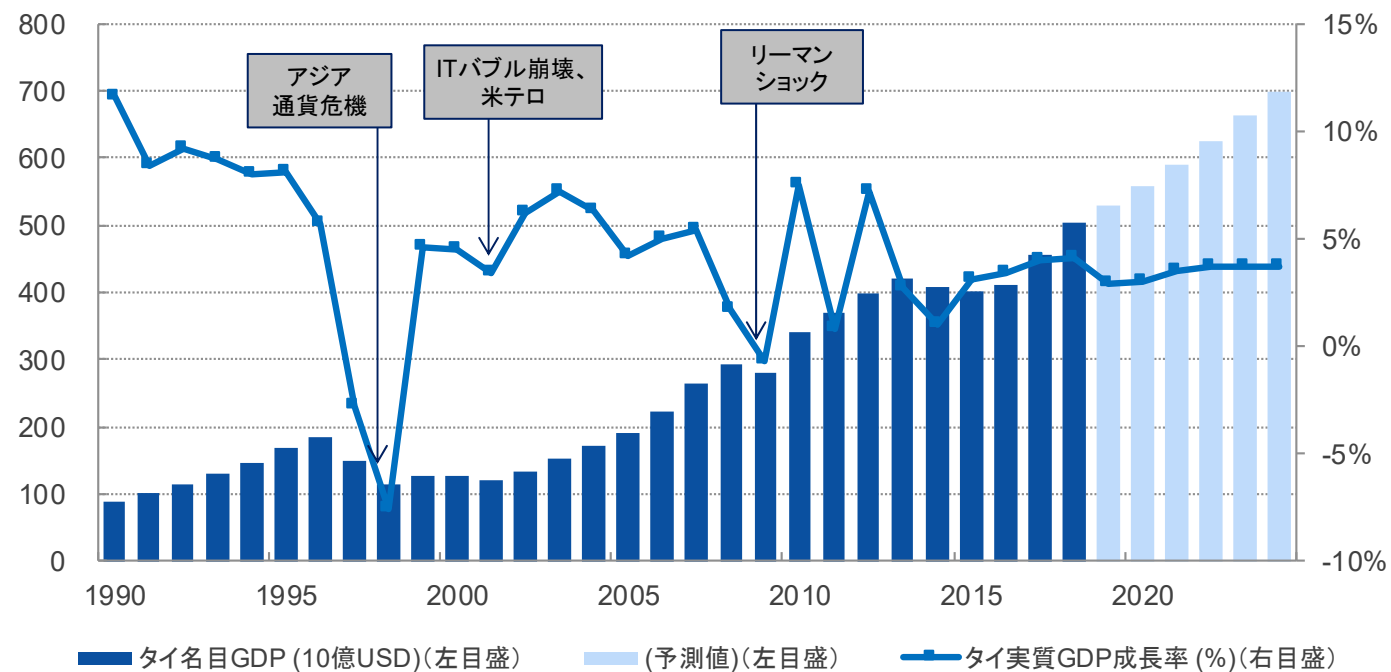
	製造業	農林水産業	サービス業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アジアにおける自動車生産の中核拠点として機能(「アジアのデトロイト」)。日系メーカーの独壇場(自動車生産の9割) ✓ 家電・HDD・集積回路・半導体が主な輸出品目。ASEANの中でも家電分野で部品産業が発達しており優位性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 近年でも名目GDPの1割弱、就業人口の約3割を占めており、依然として重要な産業の1つ ✓ 主要輸出の農作物は、コメ、キャッサバ、サトウキビ、天然ゴム 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サービス業は、一部を除き外資規制対象のため、外資マジョリティでの参入は禁止されているが、小売業の場合、最低資本金1億バーツ以上、且つ1店舗あたりの最低資本金額2千万バーツ以上で外資100%で参入が可能(小売・卸両方の場合は2億バーツ必要)
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自動車生産台数が復調傾向にあり、2019年は215万台の生産予想。ASEANの重要生産拠点としての地位は揺るがず ✓ HDDの生産および輸出が伸び悩んでいるが、代わって足元では集積回路やエアコン・部品の輸出が大きく増加している 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2014年は、コメの輸出量世界第1位になったものの、2015年以降はインドに次ぐ2位 ✓ ICTを用いた農業の高度化をタイ政府は後押ししており、「スマート農業」を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2018年の総観光収入は前年比9.4%増の2兆バーツ ✓ 2018年のホテル・レストラン業(GDPベース)の伸び率は4.1%に達し、サービス産業の成長に寄与

(出所)各種資料より みずほ総合研究所作成

【 I -5】経済情勢①～中長期の成長推移

- ◆ 積極的に外資を導入し、製造業を中心とした輸出指向型の工業化が1980年代に急速に発展
- ◆ 1997年のアジア通貨危機で一時混乱するも、以降2000年代半ばまでは年平均約5%の成長率に回復
- ◆ その後、リーマンショック(2009年)、大洪水(2011年)、軍事クーデター(2014年)の影響で、成長率は乱高下を繰り返すも、ここ数年は比較的安定している

名目GDPおよび実質GDP成長率推移



(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

【 I -5】経済情勢②～短期見通し

- ◆ 今後の景気は減速する見込み。輸出については、世界経済の牽引役となってきたIT貿易や中国経済の増勢がピークアウトすることで、先行きは振るわないと想定される
- ◆ 輸出の不振に伴い製造業を中心に所得は伸び悩むとみられ、消費も徐々に精彩を欠く見込み。一方、インフラ投資の進捗は下支え要因となる見通しだが、景気減速を食い止めるまでには至らないと予想

アジア経済見通し総括表(短期)

(単位:%)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
アジア	6.4	6.2	6.2	5.4	5.5
中国	6.7	6.8	6.6	6.2	5.9
NIEs	2.5	3.3	2.8	1.7	1.5
韓国	2.9	3.2	2.7	1.9	1.5
台湾	1.5	3.1	2.6	2.2	1.8
香港	2.2	3.8	3.0	0.6	1.2
シンガポール	3.0	3.7	3.1	0.8	1.5
ASEAN5	5.0	5.3	5.2	4.9	4.8
インドネシア	5.0	5.1	5.2	5.1	5.2
タイ	3.4	4.0	4.1	3.0	2.9
マレーシア	4.4	5.7	4.7	4.6	4.0
フィリピン	6.9	6.7	6.2	5.5	5.6
ベトナム	6.2	6.8	7.1	6.8	6.4
インド	8.7	6.9	7.4	5.6	6.6
オーストラリア	2.8	2.5	2.7	2.0	1.9

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計より みずほ総合研究所作成

【 I -5】経済情勢③～中長期見通し

- ◆ タイランド4.0やメガインフラへの投資など、中長期をにらんだ経済政策が打ち出されているものの、労働力人口の減少と高度人材不足から、成長率は緩やかに低下する展開を予想

アジア経済見通し総括表(長期)

(単位: %)

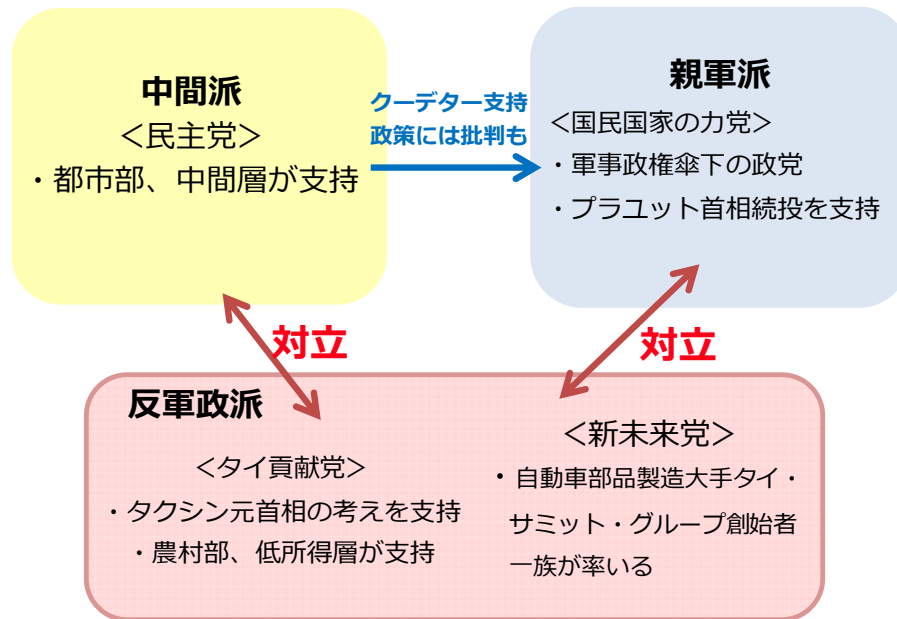
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
アジア	5.6	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1	4.9	4.9
中国	5.7	5.5	5.2	5.0	4.8	4.5	4.2	4.1
NIEs	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
韓国	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
台湾	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8
香港	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6
シンガポール	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
ASEAN5	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
インドネシア	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
タイ	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
マレーシア	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
フィリピン	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
ベトナム	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.3
インド	7.1	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
オーストラリア	2.0	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計、CEIC Dataより みずほ総合研究所作成

【 I -6】政治情勢

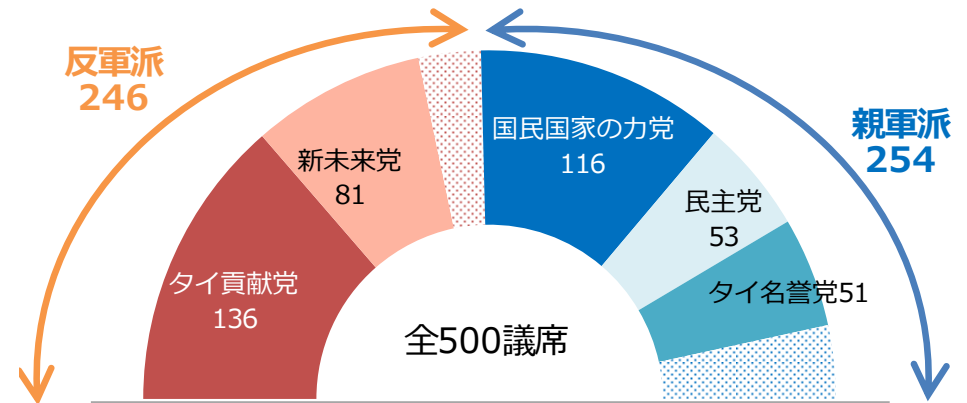
- ◆ 2014年より軍事政権だったが、2019年3月24日に総選挙を実施。選挙戦では、親軍派VS反軍政派（農村を支持基盤とするタクシン元首相派）VS中間派（都市部住民を支持基盤とする民主党など）という対立構図
- ◆ 結局、中間派は議席が伸びず、多くが親軍派に合流して連立与党を形成
- ◆ 与野党の議席差は小さく、また多くの政党が参加する親軍派は一枚岩ではないとみられ、今後の政権運営が円滑に進むか予断を許さない状況

総選挙前までの対立の構図



(出所)各種報道より みずほ総合研究所作成

内閣発足時の議会勢力図(2019年7月)

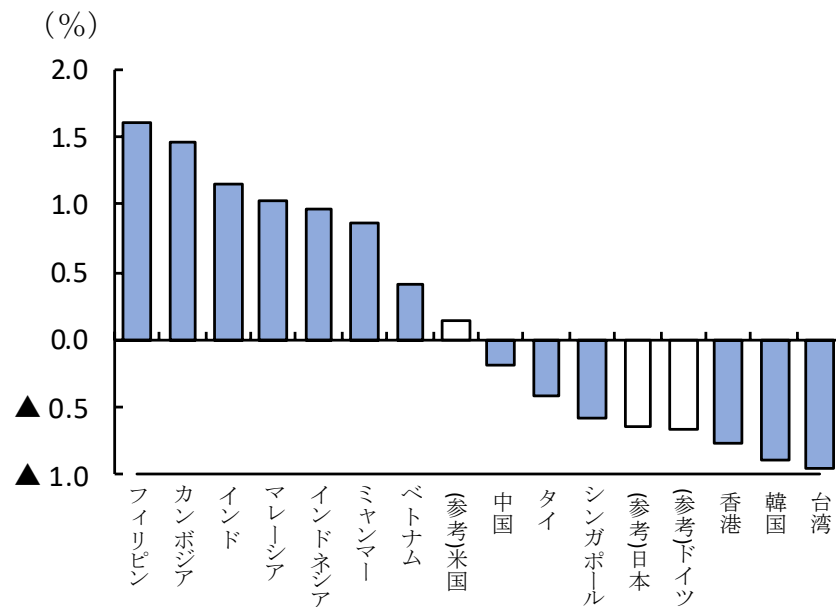


(出所)各種報道より みずほ総合研究所作成

【 I - 7】経済発展上の課題

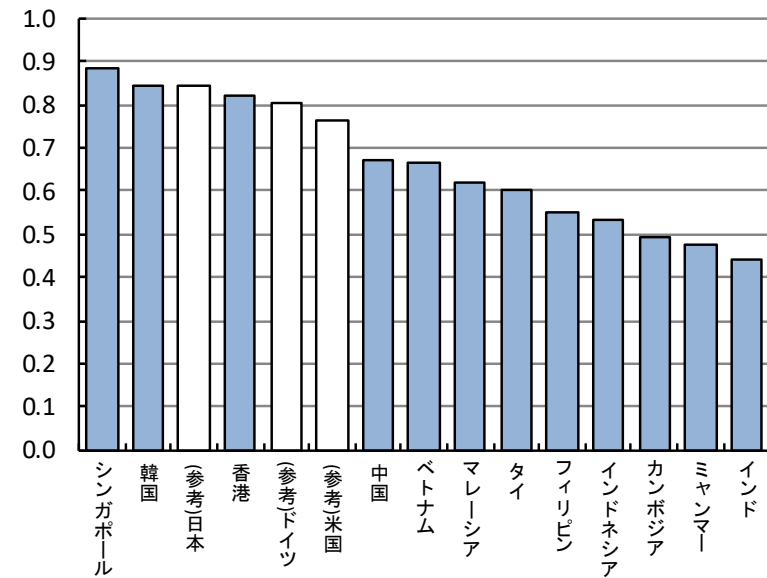
- ◆ 国連によると、2019年に生産年齢人口が減少し始める。人口動態面では、経済に下押し圧力がかかる
- ◆ 経済成長の基盤となる人的資本の育成という観点では、中国、ベトナム、マレーシアなどに後れを取っていると世界銀行は評価
- ◆ 首都バンコクでは交通渋滞が激しく、渋滞時間・ガソリン代等含む交通渋滞による経済的な損失は相当。電車網の拡充等交通インフラにおける対策が急務

生産年齢人口増加率(2019~2028年平均)



(注)生産年齢は15~64歳
(出所)国際連合より みずほ総合研究所作成

人的資本指数(2018年)



(注)数字が大きいかほど衛生状態が良好かつ基礎教育が充実していることを示す。台湾は調査対象外

(資料)世界銀行より みずほ総合研究所作成

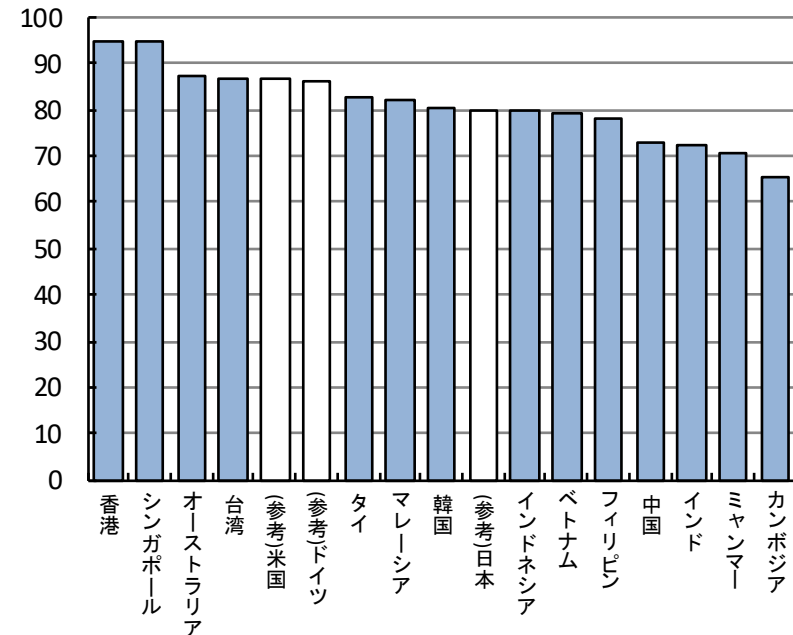
【 I - 8】経済発展上の強み

- ◆ 地理的にメコン地域の中心であるという強みを生かし、周辺国との連結性強化を推進。進捗は緩やかなものの、関税撤廃や規制緩和により、ソフト面での連結強化に取り組む。ハード面でも、2000年以降アジア開発銀行の協力を受けて東西・南北・南部経済回廊を建設。国別に対外直接投資額・輸出額をみると、他の主要国を上回る勢いで周辺国向けが成長
- ◆ 貿易の自由化で先行しており、それを原動力に幅広い輸出産業の集積を実現。ASEANでも屈指の強固な産業基盤を持つ

大メコンの経済回廊



貿易自由度指数



(注) 数字が大きいほど貿易が自由化されていることを示す

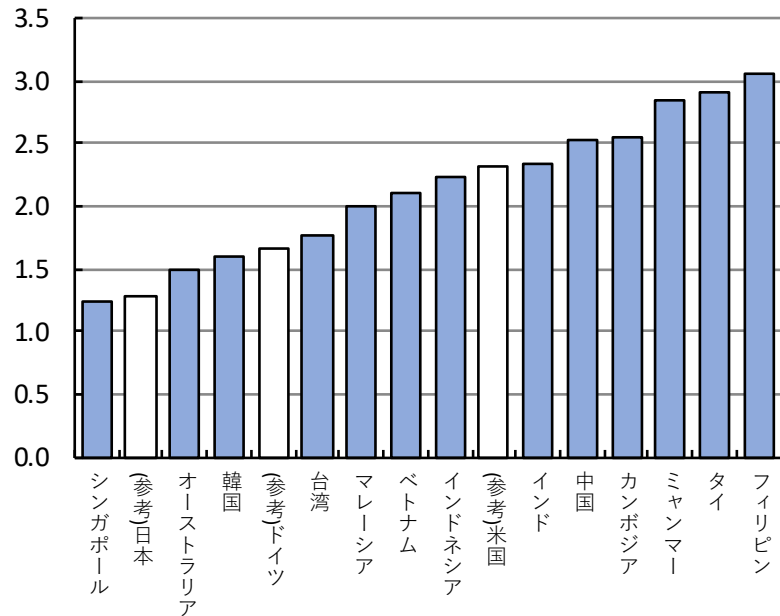
(出所) 世界経済フォーラム “The Global Competitiveness Report 2019” より
みずほ総合研究所作成

(出所) みずほ総合研究所作成

【 I -9】リスク～政治混乱再燃のリスク

- ◆ 都市部対農村部という対立構造が深刻で、かつて経済を混乱させた大規模デモが再燃する可能性がある。また、深南部を中心にイスラム過激派のテロが発生。このように、国内政治・社会情勢には不安要素がある
 - そうした不安要素の一因である所得格差の是正を図るべく、タイ政府は2017年、低所得者を対象に生活費の給付を行う福祉カードの配布を開始
- ◆ 輸出依存度が非常に高く、海外発のショックに対しては脆弱

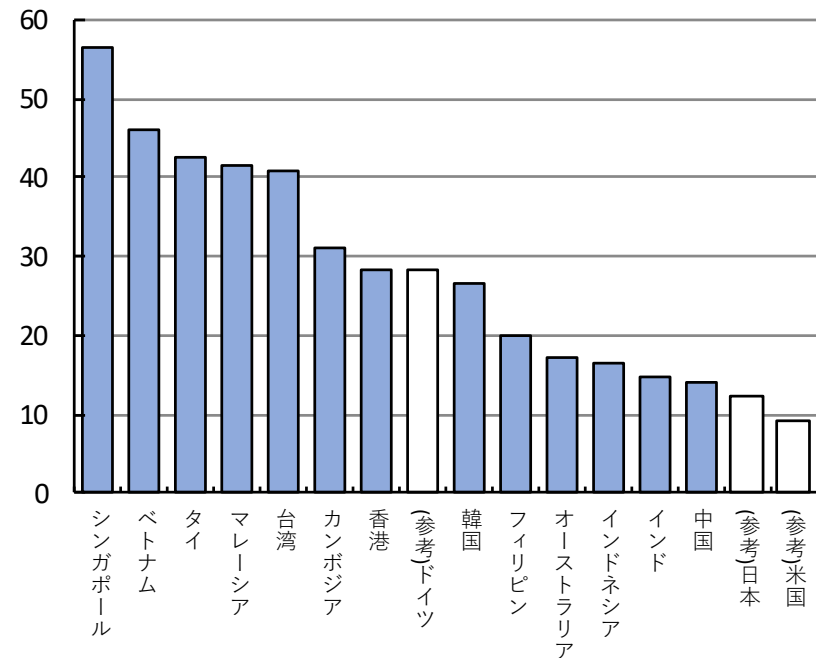
社会安全・治安指数



(注) 個人間の暴力・殺人件数や、小型武器の入手の容易さなどを合成。数字が大きいほど国内治安情勢が悪いことを示す

(出所) Institute for Economy and Peace, “Global Peace Index 2019”より
みずほ総合研究所作成

輸出依存度(付加価値ベース、2016年)

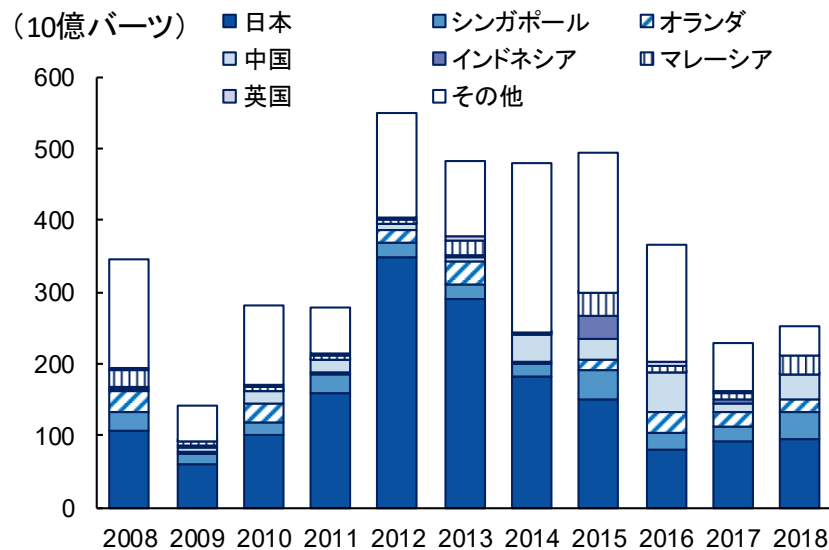


(出所) OECD、IMFより みずほ総合研究所作成

【I-10】直接投資動向①～世界からの投資

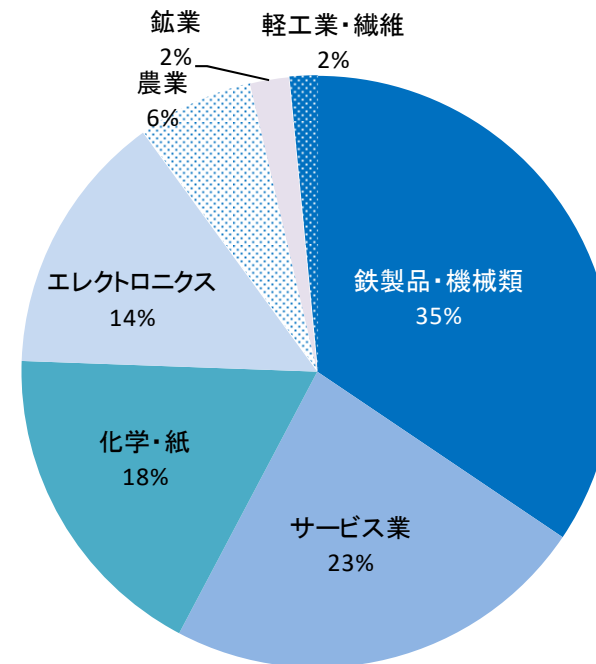
- ◆ 2018年の世界からの投資額は、前年を上回った。主な投資国は、日本、シンガポール、中国などである
- ◆ 業種別では製造業の比率が高く、統括機能をタイへ移管する動きが出ているほか、最近では米中貿易摩擦を背景に、中国からタイへ生産拠点を移管する動きもみられる
 - タイ政府は上記生産移管を行う企業向けの優遇策「タイランド・プラス」パッケージを発表。本施策により他ASEAN諸国との差別化を図り、移管検討先を囲い込む狙い

世界からの直接投資フロー(国別推移)



(出所)タイ投資委員会より みずほ総合研究所作成

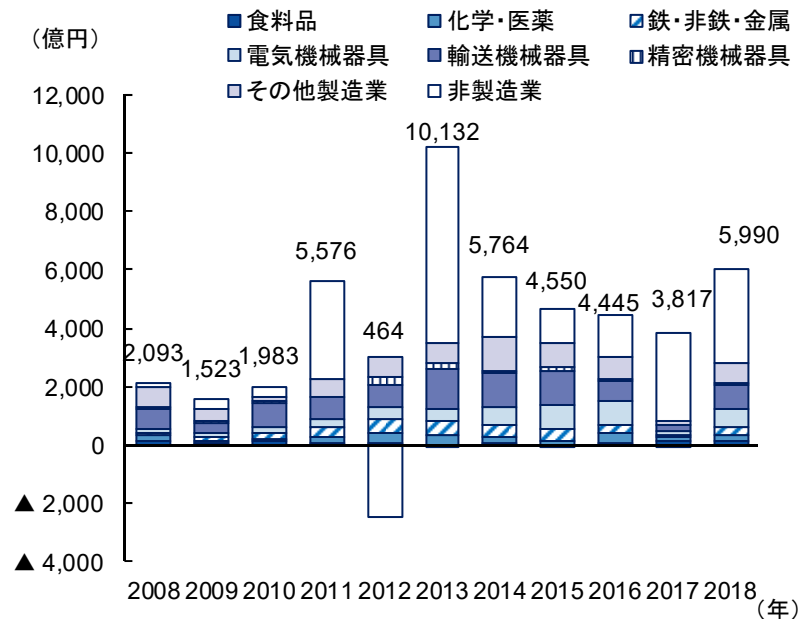
業種別内訳(2018年)



【 I -10】直接投資動向②～日本からの投資

- ◆ 2013年をピークに、2017年までは減少傾向にあったが、製造業を中心に2018年に増加
- ◆ 業種別残高では、自動車を中心とした輸送機器や電気機械等の製造業が過半を占めている
- ◆ タイ政府はTPP11(正式名称はCPTPP)に参加する意向を示しており、参加が実現すれば日本を含めた域内諸国との関係が更に強化される可能性もある

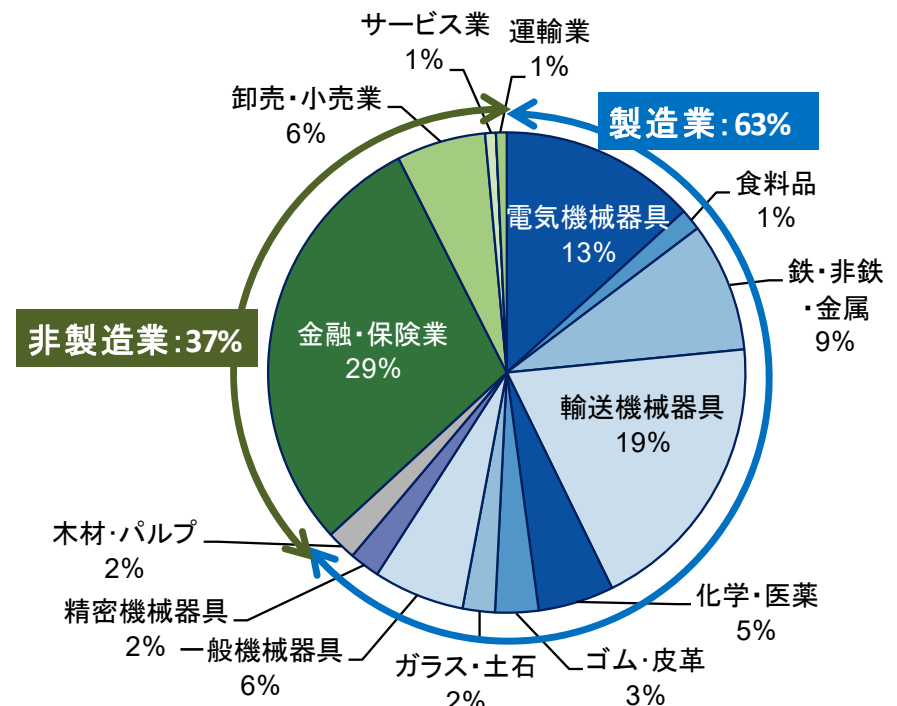
日本からタイへの直接投資フローの推移



(注) 国際収支関連統計の基準変更により 2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

(出所) 日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

日本からタイへの対外投資残高(2018年)

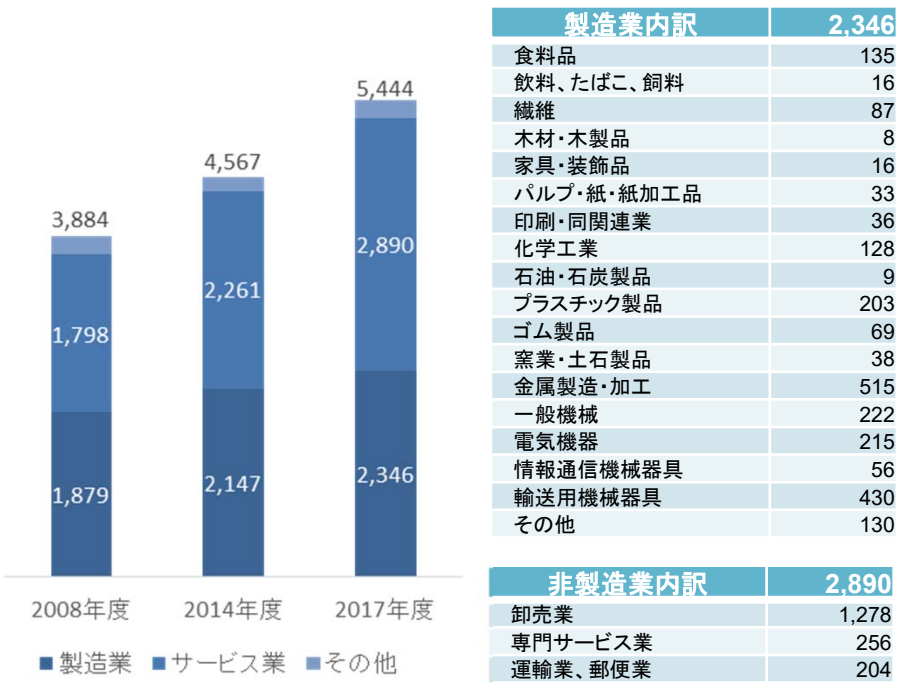


(出所) 日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

【I-10】直接投資動向③～日系企業進出動向

- ◆ 日系企業数は右肩上がりの成長を続けており、2017年時点で5,444社の日系企業が進出
- ◆ JBIC調査による2018年度進出有望国アンケートにおけるタイは、現地マーケットの現状規模や今後の成長性、第三国輸出拠点として高い評価を受けており、引き続きアジアの進出有望国として期待を集めている
- ◆ 一方、進出日系企業を含む他社との競争激化を課題として挙げる企業が多い

日系進出企業数の推移



(注) 日系企業：日本企業または日本人の出資が10%以上を占める企業

(出所) JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

製造業内訳	件数
食料品	135
飲料、たばこ、飼料	16
繊維	87
木材・木製品	8
家具・装飾品	16
パルプ・紙・紙加工品	33
印刷・同関連業	36
化学工業	128
石油・石炭製品	9
プラスチック製品	203
ゴム製品	69
窯業・土石製品	38
金属製造・加工	515
一般機械	222
電気機器	215
情報通信機械器具	56
輸送用機械器具	430
その他	130

非製造業内訳	件数
卸売業	1,278
専門サービス業	256
運輸業、郵便業	204
情報通信業	191
技術サービス業	153
飲食店	147
その他	661

進出有望国アンケート

14年度調査	15年度調査	16年度調査	17年度調査	18年度調査
1 インド	1 インド	1 インド	1 中国	1 中国
2 インドネシア	2 インドネシア	2 中国	2 インド	2 インド
3 中国	3 中国	3 インドネシア	3 ベトナム	3 タイ
4 タイ	4 タイ	4 ベトナム	4 タイ	4 ベトナム
5 ベトナム	5 ベトナム	5 タイ	5 インドネシア	5 インドネシア
6 メキシコ	6 メキシコ	6 メキシコ	6 米国	6 米国
7 ブラジル	7 米国	7 米国	7 メキシコ	7 メキシコ
8 米国	8 フィリピン	8 フィリピン	8 フィリピン	8 フィリピン
9 ロシア	9 ブラジル	9 ミャンマー	9 ミャンマー	9 ミャンマー
10 ミャンマー	10 ミャンマー	10 ブラジル	10 韓国	10 マレーシア

(出所) JBIC資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

経営の課題

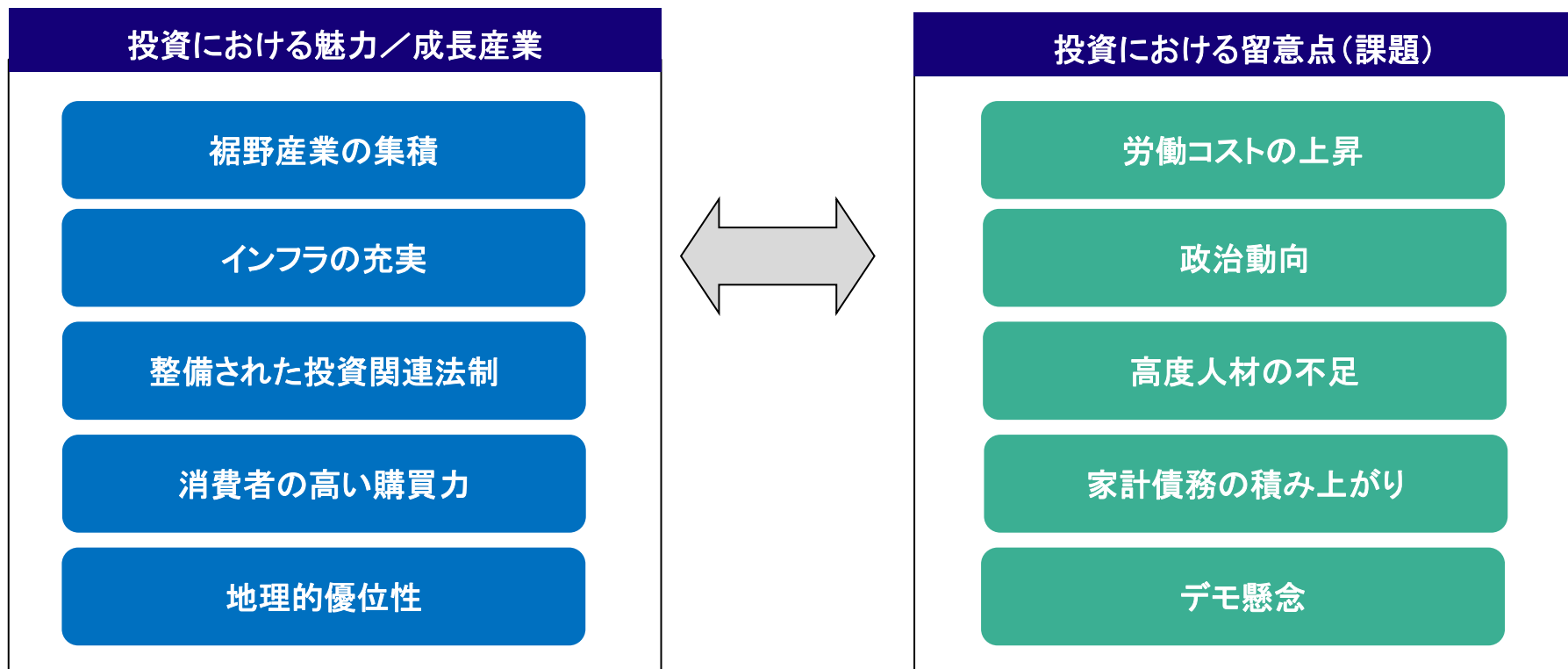
単位：件数、()内は回答企業数割合(%)

前々回順位	前回順位	今回順位	経営上の問題点	製造業	非製造業	全体
1	1	1	他社との競争激化	230(72)	192(76)	422(73)
2	2	2	総人件費の上昇	144(45)	85(33)	229(40)
5	3	3	エンジニアの人材不足	143(45)	31(12)	174(30)
7	8	4	品質管理	126(39)	28(11)	154(27)
10	5	5	原材料価格の上昇	122(38)	27(11)	149(26)
回答企業数				321	254	575(100)

(出所) 2018年4月、JETRO資料(元データ：バンコク日本人商工会議所)より
みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-11】投資先としてのポテンシャル総括

- ◆ 充実したインフラ、メコン地域の中心に位置する地理的優位性、集積した裾野産業等が魅力
- ◆ 一方、労働コストの上昇や、高等教育進学率の低さに起因する高度人材の不足が課題
- ◆ 2019年に総選挙が実施されたが、与党の下院議席数は過半数をわずかに上回るに過ぎず、政治的に安定したとは言い難い状況。かつてのように、大規模デモが起こる恐れも



(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部、みずほ総合研究所作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅱ-1】労働関連情報①～ビザ、雇用関連規制

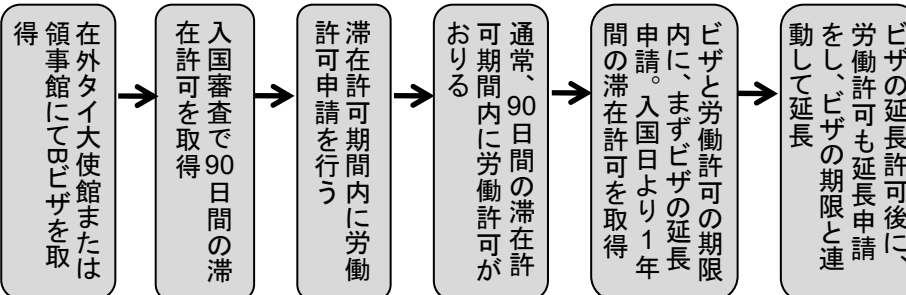
- ◆ タイ法人設立後、外国人(日本人を含む)がタイにて就労するにあたっては、滞在査証(Non Immigrant Business VISA: Bビザ)および労働許可証(Work Permit)を取得する必要あり
- ◆ 原則、外国人1人のビザ延長資格を得る際、最低4人のタイ人の雇用が必要
- ◆ 13の産業に就労・投資する外国人に対するスマートビザの発給が2018年2月より開始。滞在期限は最大4年間。一定の条件を満たせば労働許可の取得は免除され、90日ごとに義務付けられている居住地報告も免除

ビザ等の取得・留意点

就労ビザ & 労働許可証 (Work Permit)

- ✓ 外国人がタイにて就労するためには、Bビザと労働許可証の両者を取得する必要があり、Bビザはタイへの入国許可、労働許可証はタイでの就労許可、という立て付けとなっている
- ①Bビザ
移民法(Immigrant Act)に基づき、移民局(入国管理局)より入国目的に適合した滞在査証(ビザ)を取得することが必要となる
- ②労働許可証
外国人労働法に基づき、外国人は労働省(雇用局)より労働許可証(Work Permit)を取得する
- ✓ 両者は管轄官庁が異なるものの制度的には対を成し、労働許可証が更新できないとBビザも更新できないという仕組み

取得フロー



現地における雇用・解雇規制

- ✓ 会社都合による解雇の場合、使用者は継続勤務期間に応じて解雇手当を支払わなければならない
- ✓ 10人以上の従業員を雇用している会社についてはタイ語による就業規則を作成することが法律により義務付けられており、労働者保護法では就業規則の最低限の記載事項が以下の通り定められている

<労働者保護法第108条第1項>

10人以上の従業員を擁する雇用者(会社)は、タイ語による就業規則を制定しなければならない。当該就業規則は、少なくとも以下の詳細を含むこと

- (1) 労働日、通常の労働時間、休憩時間
- (2) 休日および休日の付与に関する原則
- (3) 時間外労働および休日労働に関する原則
- (4) 賃金、時間外手当、休日手当、休日時間外手当の支給日および支給場所
- (5) 休暇および休暇の付与に関する原則
- (6) 規律およびその違反に対する制裁
- (7) 請願
- (8) 解雇、解雇手当および特別解雇手当

(出所)JETRO、労働者保護法および各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－1】労働関連情報②～労働コスト

(単位: USD)									
国名	日本	中国		香港	韓国	台湾	タイ	シンガポール	マレーシア
都市名	横浜	上海	深セン	香港	ソウル	台北	バンコク	シンガポール	クアラルンプール
製造業									
作業員賃金(一般工職)	2,834	662	490	2,212	2,208	1,097	413	1,946	413
エンジニア賃金	3,595	1,003	831	2,707	2,702	1,428	728	3,064	840
マネージャー賃金	4,583	1,742	1,801	4,162	3,562	2,254	1,559	4,490	1,576
非製造業									
スタッフ賃金(一般職)	2,733	1,129	989	2,389	2,501	1,419	789	2,548	890
マネージャー賃金	4,483	2,328	1,814	4,219	3,833	2,377	1,755	4,468	1,983
店舗スタッフ賃金(アパレル)	1,998	912	826	1,611	2,659	932	368	1,148	572
店舗スタッフ賃金(飲食)	861	581	523	1,793	1,829	683	368	1,032	450
法定最低賃金	9.13/時	353/月	321/月(2.96/時)	4.40/時	1,558/月	752/月(5/時)	9.64~10.32/日	—	268/月 (12.35/日・1.29/時)
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	4.45ヵ月分	2.00ヵ月分	1.63ヵ月分	1.76ヵ月分	2.93ヵ月分	3.19ヵ月分	2.84ヵ月分	2.19ヵ月分	2.01ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	15.005%~ 15.205%	37.7~40.6%	19.74~33.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500香港ドル 月収30,000HKD以上	9.5%~32%	12.39%	5%	17%	13.45~14.95%
名目賃金上昇率	2.1% (2018年)	9.7% (2017年)	11.6% (2017年)	3.5% (2018年)	4.52% (2018年第3四半期、前 年同期比)	4.08% (2018年1~10月)	△0.05% (2017年)	3.8% (2017年)	4.88% (2018年)

国名	フィリピン	インド		インドネシア	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー	
都市名	マニラ	ニューデリー	ムンバイ	ジャカルタ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	
製造業									
作業員賃金(一般工職)	234	265	306	308	217	242	201	180	
エンジニア賃金	373	610	704	457	436	464	648	383	
マネージャー賃金	971	1,531	1,355	1,031	957	943	1,117	875	
非製造業									
スタッフ賃金(一般職)	497	668	759	442	543	568	501	446	
マネージャー賃金	1,223	1,742	1,862	1,130	1,281	1,209	1,273	1,123	
店舗スタッフ賃金(アパレル)	298~320	401~498	—	232~336	—	225~293	150~250	152	
店舗スタッフ賃金(飲食)	298~320	343~449	173~201	213~286	—	167~176	200~300	117	
法定最低賃金	9.62~10.33/日	201/月(非熟練工) 222/月(準熟練工) 244/月(熟練工)	121/月(非熟練工) 128/月(準熟練工) 135/月(熟練工)	279/月	183/月	183/月	182/月	129/月	3.13/日
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1.64ヵ月分	1.08ヵ月分	1.32ヵ月分	1.97ヵ月分	1.56ヵ月分	1.51ヵ月分	1.04ヵ月分	1.20ヵ月分	1.16ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	8.745%+100PHP	13%	13%	10.24~11.74%	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	3%	6% (月額報酬450万LAK以 下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)
名目賃金上昇率	4.88~5.26% (2018年)	9.0% (2017年)	11.5% (2017年)	8.0% (2019年)	n.a	n.a	n.a.	n.a.	n.a.

(出所)JETRO資料(調査期間:2018年12月~2019年1月)より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-2】主要工業団地

- ◆ 1980年よりバンコク首都圏を中心に工業用地需要が急速に高まり、民間を中心に工業団地の造成、開発が盛んに進められた。主要な工業団地は60団地近くあり、選択肢は多い
- ◆ 投資奨励制度等の利用により、外資企業でも購入が可能(一定期間後の返還等の規制はない)。港も多く(河川港、深海港等多くの港を有する)、製造業の首都圏近郊への集積が進んでいるため、タイ国内間の輸送、輸出のための物流コストが抑制できる



(出所)JETRO、MHC B Consulting (Thailand)資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-3】会計・税務関連情報

- ◆ タイで事業活動を行う法人は、法人所得税を納めなければならない。法人とは、タイ国民商法典下で登記された外国企業の支店を含む株式会社、パートナーシップ、合弁企業体(ジョイントベンチャー)、営利事業を営む社団または財団が対象。外国政府やその代理機関による事業活動も法人として所得税の課税対象となる
- ◆ タイ国内で事業活動を行わない法人は、サービス料、利息、配当、賃貸料、専門家指導料などのタイ国内源泉所得のみ課税対象となる。なお、駐在員事務所は、タイ国で事業活動を行うものとみなされ、源泉徴収および申告義務が課されるが、営業活動は許されていないので、所得がゼロの申告書を提出することとなる

主な税金の種類および税率

税金	税率	備考
法人税	0~20%	2016年3月に法人税率が引き下げられ、2016年1月1日以降に開始する会計年度については、法人税率が原則恒久的に20%となった。なお、SMEにおいては一定条件下、利益額に応じ0~20%の軽減税率適用可能
源泉税	取引種類により異なる	法人が個人もしくは法人に対して支払う報酬で、物品の売買を除くあらゆるサービス報酬に源泉税が発生する。コミッションやサービス手数料、法律・会計サービス、賃貸、保険、広告、通信等多岐にわたるサービス全般が対象
付加価値税(VAT)	7%	日本の消費税のような税金。タイ国内での物品販売、サービスの提供、もしくは物品・サービスの輸入取引等に対して課税される 現在の税率は一般に7%。2017年10月1日より10%となる予定であったが、税率の引き上げは見送られている(引き上げ時期は未定)
個人所得税	累進課税(最大35%)	a. 居住者 歳入法により、タイでは居住者がタイで得た所得に課税される。タイの居住者とは、暦年中のタイの滞在日数合計が180日以上滞在する者すべてを指す b. 非居住者 非居住者はタイに源泉のある所得に対してのみ個人所得税を支払えばよい

租税条約の締結状況

国名	配当	利息	ロイヤリティ	備考
日本	10%	0%, 10%, 15%	15%	【金利】 日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ラオス、フィリピンの場合 ・金融機関(保険会社を含む)に支払われた金利に対し10%課税 ・その他ケースで支払われた金利に対し15%課税 ・(日本)国によって完全所有されている金融機関に支払われた金利には0%課税
シンガポール	10%	10%, 15%	5,8,10%	【ロイヤリティー】 シンガポールの場合 ・文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用料またはロイヤリティーに対し5%課税 ・特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の工程および数式の使用料または使用権に対して支払われるロイヤリティーに対し8%課税
マレーシア	10%	10%, 15%	15%	ミャンマーの場合 ・文学作品、芸術作品、科学著作物の著作権の使用または権利使用に対し支払われたロイヤリティーに対し5%課税 ・管理、コンサルタントサービス、工業・商業・科学実験に関する情報に支払われたロイヤリティーに対し10%課税 ・その他ケースに対し15%課税
インドネシア	10%	10%, 15%	15%	
フィリピン	10%	10%, 15%	15%	
ベトナム	10%	10%, 15%	15%	
ラオス	10%	10%, 15%	15%	
ミャンマー	10%	10%	5%,10%, 15%	

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

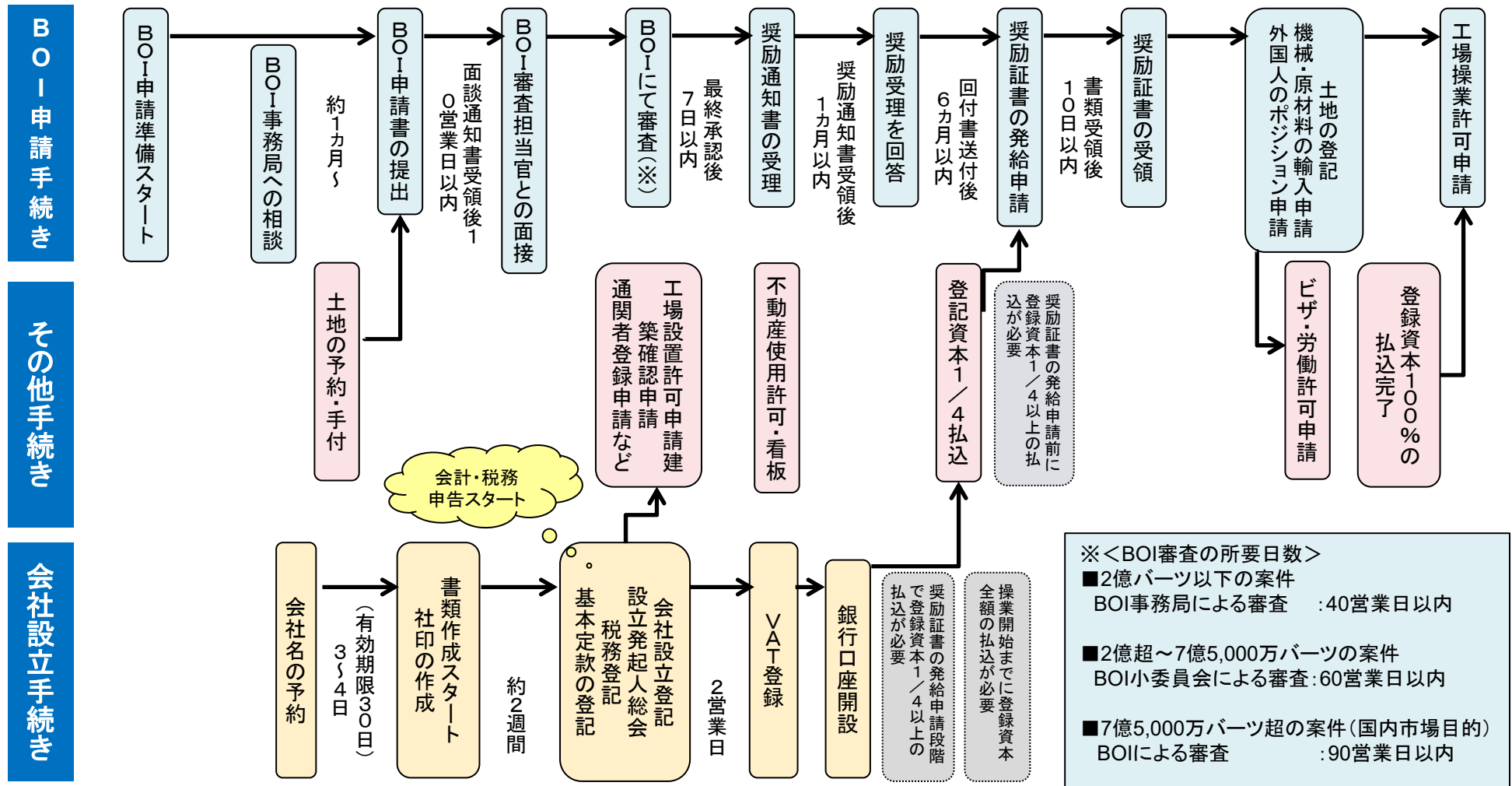
【Ⅲ－１】進出形態

	1. 現地法人	2. 支店	3. 駐在員事務所	4. 地域事務所
概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ タイの法律に準拠して設立され、日本本社と別の法人格を持ち、事業の運営主体の独立性を有する ✓ 外資規制の対象業種は、出資比率に制限がある 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ タイ国内で日本本社の経営活動等に従事するための出先機関で、法人格は本社に從属 ✓ 一般的に金融機関等の業種を除き、支店での進出は認められていない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ タイ国内で日本本社の商品やサービスに関する情報収集や、日本への輸出品の検品等を目的に設置された外国法人の拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国法人によって設置された事務所、タイおよびその周辺地域に所在する支店または関連会社を統括する拠点
営業活動	可能(事業の運営主体の独立性を有する)	可能(営業利益の伴う事業を目的として設置される外国法人の出先機関)	不可(営業利益の計上を目的とした事業活動は認められていない)	不可(その活動から収入を得ることは認められていない)
事業許可 (Foreign Business License:FBL)	要(外資規制対象業種の場合)(進出業種、出資構成、投資奨励該当有無等によっては、商務省事業開発局長の許可が必要)	要(本人格が本社に從属するため外資規制対象であり、商務省事業開発局長の許可が必要。有効期間は最長5年間)	不要(ただし、会計法上の会計書類の作成と提出の要件を満たさなければならないため、商務省事業開発局の告示に従い、登録番号を取得し、タイ国内事業所を当局に通知しなければならない)	不要(ただし、会計法上の会計書類の作成と提出の要件を満たさなければならないため、商務省事業開発局の告示に従い、登録番号を取得し、タイ国内事業所を当局に通知しなければならない)
税務	通常、法人税20%	通常、法人税20%	法人税なし(法人所得が発生しないため法人税の課税はないものの(課税所得なしでの)申告は必要)	法人税なし(その活動から収入を得ることは認められていないため発生せず)
初期必要送金額	外資企業は最低資本金200万バーツ以上(労働許可証の発行条件として、外国人1人あたり200万バーツの資本金振込が必要)。ただし、外国人事業法の規制業種でFBLを取得した企業は300万バーツ以上。BOIは事業により規定。25%以上の払い込みが行われれば会社登記が可能であるが、BOIの場合は操業開始までに100%払い込むことが条件	外貨の持込義務あり。その期間にわたって、通常500万バーツ以上(初年度は、200万バーツ以上)の外貨送金が必要	200万バーツの資本金相当の送金が必要(最初の3か月以内に25%以上、1年以内に50%以上、それ以降の各年度に25%以上を履行し、3年以内に完遂する必要あり)	200万バーツの資本金相当の送金が必要(最初の3か月以内に25%以上、1年以内に50%以上、それ以降の各年度に25%以上を履行し、3年以内に完遂する必要あり)
設立期間	1ヵ月～1ヵ月半(準備すべきデータ・書類がスムーズに提出された場合。BOIの申請手続きがある場合は200日程度。詳細はP27参照)	200日程度	1ヵ月程度	1ヵ月程度

(出所)MHCBコンサルティング資料、各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ-2】拠点設立フロー

◆ 日系企業進出概況会社設立手続き(BOI申請と設立スケジュール)については下記の通り



(出所)MHC Consulting (Thailand)資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－3】現地費用

オフィス賃料・駐在員用住居・公共料金等の目安費用

項目	目安賃料	備考
事務所賃料 (1㎡あたり、月額)	(1)タイムズスクウェア(アソーク地区): 19米ドル/㎡ (2)エクステンジタワー(アソーク地区): 25～27米ドル/㎡	✓ 両ビルとも管理費含む
サービスアパート	(1)サービスアパート 1,064～1,721米ドル/月 (スクンビット地区、メイドサービス付、67～97㎡、 管理費含む) (2)アパート : 2,659～3,754米ドル/月 (スクンビット地区、170～210㎡、管理費含む)	✓ 不動産会社への仲介料は不要 ✓ 法人契約は物件側の税務処理が煩雑なため限定的 ✓ 建築ラッシュで物件数が多く、地区、大通りまでの距離、 広さ、築年数などにより金額は様々
業務用電気料金	・月額基本料:9.76米ドル ・1kWhあたり料金: (1)0.16米ドル (2)0.08米ドル	✓ 12～24kV (1)ピーク時(月～金:9時～22時) (2)オフピーク時(月～金:22時～9時、土・日、祝日)
一般用電気料金	・月額基本料:1.19米ドル ・1kWhあたり料金: (1)0.10米ドル (2)0.13米ドル (3)0.14米ドル	✓ 料金は使用量により異なる (1)1～150kWh/月 (2)151～400kWh/月 (3)401kWh～/月
業務用水道料金	・月額基本料:2.82米ドル ・1m ³ あたり料金:0.30～0.49米ドル	✓ 1m ³ あたり料金は使用量により異なる
一般用水道料金	・月額基本料:1.41米ドル ・1m ³ あたり料金:0.27～0.45米ドル	✓ 同上

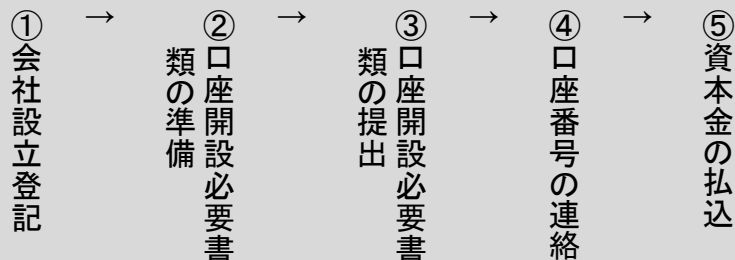
※調査実施時期:2018年12月～2019年1月

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ-4】口座開設

一般的な口座開設手続

✓ 口座開設の流れ



✓ 必要書類一覧

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ①基本定款 | ✓ 弊行制定申込書類 |
| ②会社付属定款 | ①口座開設申込書兼預金口座規約書 |
| ③商務省発行会社登録証明書 | ②サイン届 |
| ④印鑑登録証明書 | ③自動口座振替承諾書 |
| ⑤株主リスト | ④情報共有同意書 |
| ⑥会社登記証 | ⑤便宜取引申込書 |
| ⑦本人確認資料
(外国人の場合はパスポート) | ⑥小切手帳発行依頼書 |
| ⑧口座開設に関する取締役会議事録 | ⑦KIDS: Eメールでの銀行書類送付申込書 |
| ⑨委任状および印紙もしくは印紙代現金 | ※⑥、⑦は希望の場合のみ |
| ⑩会社組織図 | |

※銀行によっては必要書類等異なる可能性がある為、詳細は都度取引店へ確認をお願い致します

留意点・預金種類等

- ✓ タイでは普通預金、当座預金のどちらでも資本金の払込が可能
 - ✓ 必要書類の提出後、約5～10営業日で開設完了
 - ✓ 口座開設完了後、郵送にて口座番号を通知
 - ✓ 通帳ではなく、入出金時に発行するCredit AdviceやDebit Advice、月毎に発行する取引明細をまとめたBank Statement等の各種銀行送付書類を利用、また弊行のインターネットバンキングサービス「Mizuho Global e-Banking」を利用した日々の資金管理が可能
 - ✓ 口座の種類
 - 当座預金: タイバーツ(THB)
 - 普通預金: タイバーツ(THB)、米ドル(USD)
日本円(JPY)、ユーロ(EUR)、中国元(RMB)、シンガポールドル(SGD)、オーストラリアドル(AUD)
 - 定期預金: タイバーツ(THB)、米ドル(USD)
日本円(JPY)、ユーロ(EUR)、シンガポールドル(SGD)、オーストラリアドル(AUD)
- ※普通預金、定期預金で上記以外の通貨を希望する場合は、要相談

(出所)みずほ銀行バンコック支店資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【IV-1】外資規制①

◆ 外国企業(外国資本が50%以上)は以下3カテゴリーに分けられた43業種への参入が規制

外資規制

【外国人事業法】

- ✓ 製造業は、基本的に外資規制の対象外
- ✓ 一部業種では、外国企業のマジョリティー出資に制限あり

【土地所有】

- ✓ 原則として外国人による土地取得は不可
- ✓ ただし、BOIの奨励業種やタイ工業団地公社系列の工業団地に入居する企業の場合、出資比率に関係なく土地の取得が可能

規制業種

1. 「外国企業」の参入禁止(9種): マスコミなど

- ✓ 特別な理由により外国人の営業が認められない事業

2. 禁止だが閣議承認を経た商務大臣の許可があれば可能(13業種)

- ✓ 国家の安全に関する事業: 飛行機、国内陸上、海上航空運輸など
- ✓ 文化・工芸の保護に関する事業: タイの芸術、工芸品取引など
- ✓ 環境資源の保護に関する事業: さとうきびからの製糖など

3. 外国人に対して競争力が不十分な業種(21業種)

(ただし、外国人事業委員会の承認により商務省事業開発局長が許可した場合、参入可能)

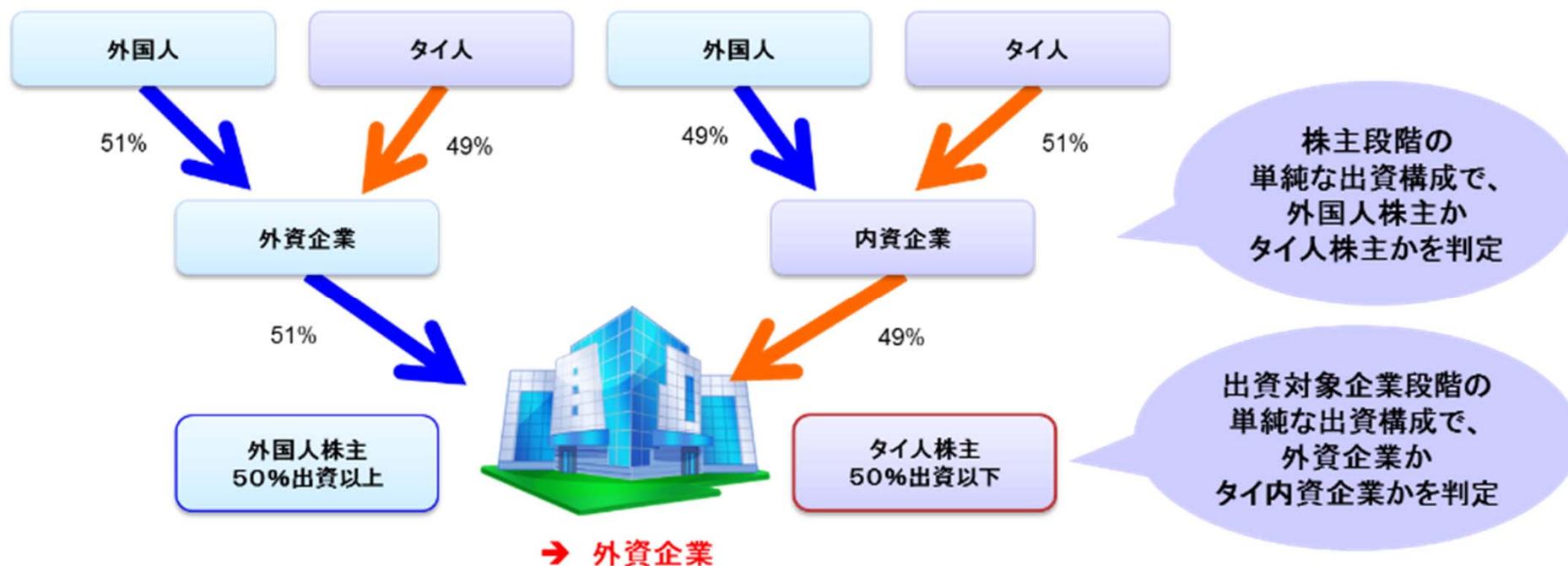
- ✓ 資本金1億バーツ未満または1店舗あたり資本金2,000万バーツ未満の小売業、法律・会計サービスなど

(出所)MHC B Consulting (Thailand)資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-1】外資規制②

◆ 外国人の定義については、下記の通り

1. タイ国籍を有していない自然人(外国籍の者)
2. タイ国内で登記していない法人(外国法人)
3. タイ国内で登記している法人(タイ法人)ではあるが、
 - (a) 外国籍の者または**外国法人が資本株式の50%以上を保有する法人**
 - (b) 外国籍の者が経営者または共同経営者となっている有限責任パートナーシップまたは登記済みパートナーシップ
4. タイ国内で登記している法人(タイ法人)ではあるが、上記1,2または3に基づく外国人が資本株式を50%以上保有する法人



(出所)MHC B Consulting (Thailand)資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-1】外資規制③

規制業種	業種内容
リスト1 業種	(1) 新聞発行業、テレビまたはラジオの放送業 (2) 稲作業、畑作業、造園業 (3) 畜産業 (4) 天然林を原料とする林業、木材加工業 (5) タイ領海内およびその経済水域における漁業 (6) タイ産ハーブの抽出業 (7) タイの古美術品および骨董品の取引またはオークションの事業 (8) 仏像の製作、鑄造、僧鉢の製作の事業 (9) 土地取引業
リスト2 業種	<p>第1類 国家安全保障に関する事業 (1) 次の物品の製造・販売・保守の事業 (a)銃器、弾薬、火薬、爆発物 (b)銃器、弾薬または爆発物の一部 (c)兵器、軍事用の船舶、航空機または車両 (d)すべての軍事用機器の付属品または構成部 (2) 国内航空を輸送を含む、国内における陸上・海上・航空の運輸業</p> <p>第2類 芸術・文化・伝統的な習慣・手工芸に影響を及ぼす事業 (1)タイ工芸または手工芸に属する古美術品の取引業 (2)木彫品の製造業 (3)養蚕業、タイ絹製紙、タイ絹敷布、タイ絹織物捺染の事業 (4)タイ音楽の楽器製造業 (5)金製品・銀製品・黒金像眼・青銅製品・漆器の製造業 (6)タイの文化的美術に属する瀬戸物または陶器の製造業</p> <p>第3類 天然資源または環境に影響を及ぼす事業 (1)サウキビを原料とした製糖業 (2)地下塩水を用いる塩田を含む塩田の事業 (3)岩塩採掘の事業 (4)爆破および砕石を含む鉱業 (5)家具または家庭用品の製造を目的とした木工の事業</p>
リスト3 業種	(1) 精米業、米その他の穀物を原料にした製粉業 (2) 水産物の養殖業 (3) 営林業 (4) 合板、ベニヤ版、チップボード、ハードボードの製造業 (5) 石灰の製造業 (6) 会計事務 (7) 法律事務 (8) 建築設計の事業 (9) エンジニアリング業 (10) 建設業(除く 外国人の最低資本金が5億バーツ以上あり特別の機械・技術・専門知識を用いる事を要する社会基盤の整備にあたる公共施設、通信施設の建設) (11) 仲介業・代理業(除く ①証券売買仲介、代理業、農産物または金融証券の先物取引、②同一企業内における製造に必要な売買、商品発掘の仲介、代理、または、製造に必要なサービス、技術サービス、③最低資本金1億バーツ以上のタイ国産・輸入製品売買の為の仲介、代理業、国内・国外の市場開拓、販売業) (12) 競売業 (除:国際入札による競売事業) (13) 地場農産品または農産関連品の国内取引で、未だこれを管理する法律が存在しないもの (除く タイ国内で農産物の受け渡しが発生しない、タイ農産物先物市場での農産物先物取引) (14) 小売業(最低資本金1億バーツ未満、または1店舗あたりの最低資本金額が2千万バーツ未満) (15) 卸売業(1店舗あたりの最低資本金1億バーツ未満) (16) 広告業 (17) ホテルの運営業務を除くホテル業 (18) 旅行案内業 (19) 食品、飲物の販売業 (20) 植物の種子、苗木、品種改良の事業 (21) その他のサービス業。ただし省令によって定めるものを除く※

※省令により外資規制の対象から除外されているのは、以下の金融関連事業と特別法、一定のバックオフィス事業が適用されている事業

金融関連事業:①証券・証券市場法に基づく、証券ビジネスとその他のビジネス、②デリバティブ法に基づくデリバティブビジネス、③資本市場における決済のためのトラスト法に基づく、トラスティビジネス、④商業銀行事業、⑤外資系銀行の駐在員事務所、⑥生命保険事業、⑦損害保険事業、⑧イスラム銀行サービスの提供、⑨銀行エージェント、⑩エスクロー口座サービスおよびエスクロー代理サービスの提供、⑪未公開株式買い戻し取引の運営、⑫保険申請受理、保険料・輸出保証金・借入保証金の回収代理、⑬金融機関、金融グループ内の会社、タイ中央銀行および政府機関への金融サービス提供、⑭不動産の賃貸、⑮融資取引による債務の買取または譲受、⑯キャッシュマネジメントサービスの提供、⑰顧客の事業に関する書類作成サービスの提供、⑱支払いの受取または申し込み受付、⑲分割払い購入およびリース業の運営

特別法が適用されている事業:①資産運営会社に関する法律が適用される資産運営事業、②仏暦2540年(1997年)ビザ・ワークパーミット・サービスセンターの設立に関する内閣府規則による、国際貿易事業に関する外国法人の駐在員事務所サービス事業、③仏暦2540年(1997年)ビザ・ワークパーミット・サービスセンターの設立に関する内閣府規則による、国際貿易事業に関する外国法人の地域事務所サービス事業、④予算手続法上の政府機関と契約したサービス事業者、⑤予算手続法上の国営企業と契約したサービス事業者

一定のバックオフィス事業:①タイ国内関連会社・グループ会社への金銭貸付、②関連会社・グループ会社への事業所スペースの賃貸(含む付帯ユーティリティサービス)、③経営管理・マーケティング・人事・情報テクノロジー分野についての関連会社・グループ会社へのアドバイザー業務

【IV-1】外資規制④

適用除外制度

(1) タイ政府の許可を受けて事業を営む外国人

(2) 通商条約等にもとづいて事業を営む外国人

(例)「タイ米友好条約」

米国企業は一部業種(通信、運送、他者の為の資源管理、預金に関する銀行、土地・天然資源からの利益追求、タイ国産農作物の国内取引、以上6業種)を除き、米国資本が過半数であっても外国人事業法の適用を受けずに外資規制業種を行うことができる

(3) 投資奨励法等に基づく適用除外

① 投資奨励法に基づいて奨励認可を受けた外国人(BOI認可企業)

② タイ工業団地公団法に基づいてタイ工業団地公団(IEAT)より輸出事業の許可を受けた外国人

(4) 日タイ経済連携協定

① 自社およびグループ会社がタイで生産した物品の卸売業または小売業・・・日本側の出資:75%まで

(自動車関連の販売会社の場合、日本で生産した物品も取扱可)

② 自社およびグループ会社がタイで生産した物品の保守または修理業・・・日本側の出資:60%まで

③ 物流業・・・日本側の出資:51%まで

④ 広告業・・・日本側の出資:50%まで

適用除外を受ける外国人は、商務省事業開発局長へ届出をして事業証明書(Foreign Business Certificate)の交付を受けなければならない

＜タイ米友好条約の適用を受けるための資格＞

① タイ法人または米国法人であること

② 株式と株主等の過半数が米国籍の保有であること

③ 取締役の過半数が米国人かタイ人であること

④ 代表権(サイン権)が1名に与えられる場合、米国人かタイ人であること

⑤ 代表権が共同サインの場合、サイン権者の過半数が米国人かタイ人であること

(注)上記の他、手続きとして在タイ米国大使館の認証が必要

(出所)MHC B Consulting (Thailand)資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資奨励制度

- ◆ タイにおける主な投資奨励制度としては、業種や技術に応じて付与される基礎的恩典がある
- ◆ 加えて、タイの競争力向上、地方分散、産業用地開発に資する事業に対する追加恩典が付与される
- ◆ また、EEC(東部経済回廊)プロジェクトに対する追加恩典など、その他の政策による恩典も存在

基礎的恩典



(出所)BOI資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

主要恩典 ~法人税減免~

区分	対象事業	期間	免税額
A1	知識集約産業、研究開発等	8年	上限無し
A2	インフラ開発、先進技術産業	8年	投資額を上限
A3	高度技術産業	5年	投資額を上限
A4	サプライチェーン強化に資する産業	3年	投資額を上限
B1	高度技術を有しない補助産業 (重要な裾野産業)	なし	-
B2			
支援事業	ターゲット技術開発の支援事業	10年	上限無し
8類事業	ターゲット技術開発事業	10年	上限無し

主な追加恩典制度

メリットによる恩典	主な恩典内容
競争力向上	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 1~3年の免税期間延長 ➢ 上限額の追加
地方分散	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3年の免税期間延長 ➢ 免税期間終了後5年間にわたり法人税を50%減免
産業用地開発	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 1年の免税期間延長

【IV-3】会社法関連

◆ 公開会社は公開会社法、非公開会社は民商法典によって規定

項目	内容
資本制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国企業(外資マジョリティ)の最低資本は200万バーツ以上。ただし、外国人事業法の規制業種に基づく、特別の認可を取得する必要のある業種の場合は、原則として最低資本は300万バーツ以上。タイ企業(タイ資本マジョリティ)は、最低資本の規則はない ✓ 自己株式の保有は禁止 ✓ 原則、自由に譲渡可能。ただし、定款もしくは付属定款で譲渡制限を設けることができる
株主総会規定	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定時株主総会 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社設立後の第一回目の株主総会は、会社設立登記より6か月以内に開催する必要あり。その後は、年1回、決算期末後4か月以内に開催 ◆ 臨時株主総会 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取締役が必要と判断した場合、任意に総会を招集することが認められている ✓ 会社の資本の半分を損失した時には、取締役は株主に対して、その報告を行う為に遅延なく臨時総会を招集する必要あり
取締役に関わる規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民商法典において取締役の人数規定がないため、非公開会社は最低1名以上いればよい。ただし、業種によって(運送業、倉庫業等)タイ人取締役の割合が規定されている場合があるので注意が必要。取締役会の設置義務はない ✓ 公開会社においては5名以上の取締役が必要とされ、かつ半数以上がタイ国内に居住地を有している者でなければならない。取締役会を必ず設置しなければならない、3か月に1度以上取締役会を開催する必要あり
議決権関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決議方法は原則として挙手によるものとされ、挙手による決議が行われる前に2人以上の株主が投票による決議を要求した場合には、投票により決議。投票の場合1株1議決権であるのに対し、挙手の場合は出席株主1人につき1議決権
決算に関わる規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも年1回、当該会計年度に係る貸借対照表および損益計算書の作成が必要。監査人による監査を経て、期末日より4か月以内に株主総会に提出、株主総会において採択された財務諸表を取締役は、株主総会より1か月以内に商務省へ提出しなくてはならない
配当金に関わる規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原則として株主総会の決議を経るが、取締役が会社の利益が配当するだけ十分であると判断した場合、株主総決議を経ずに期中配当を実施可能 ✓ 株主総会または取締役会において配当決議を行った場合、その決議日から1か月以内に配当金の支払を行わなければならない
増資・減資・合併	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 増資については、既存株主に対して持株数に比例して新株引受権を割り当てる株主割当の方法のみが実施可能 ✓ 減資については、額面を引き下げの方法と株式数を減らす方法があり、登録資本の3/4までしか減資できない ✓ 合併については、新設合併が唯一の方法。新会社の資本金は、被合併会社の資本金の合計に等しくなる
法定準備金規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登録資本の1/10以上の金額に達するまで、配当の都度、利益の1/20を積立すること ✓ この準備金の取崩や資本組入は認められておらず、会社清算時まで使用することは出来ない
資本送金の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地場銀行向け送金も可能ながら、入金まで数日を要する可能性もあり(当行利用の場合は、当日入金可能)

(出所)JETRO, MHC B Consulting (Thailand)資料、各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-4】為替管理制度①

◆ 財務省が為替管理の最終的責任と監督権限をもち、タイ中央銀行(BOT)は為替管理の運用実務を受任

貿易取引

貿易取引	1.標準的な決済方法	✓ ①前払送金、②輸入信用状、③取立手形(D/P、D/A)、④後払決済があり、受取、支払とも決済にあたっての通貨の指定はない
	2.輸入信用状(L/C)の発行	✓ 会社は輸入信用状を自由に発行できる。信用状の発行に際しては、会社はインボイスなどの書類を添えて銀行に輸入信用状の開設の申請を行う ✓ 商務省の輸入許可が必要な貨物は、商務省の輸入許可証を添付
	3.輸出取引	✓ 輸出した企業は、輸出の日(積載日)から360日以内に決済しなければならない ✓ 輸出代金の支払として外国通貨を受領した会社は、即座に受取外国通貨をパーツもしくは外国通貨口座に入金しなければならない
	4.輸入取引	✓ 輸入者は、輸入決済にあてるため、外貨預金口座から自由に外貨を引き出すことが可能 ✓ 輸入者はL/Cの発行を当局の許可なく自由に行うことが可能 ✓ 輸入者は、輸入決済時(L/Cの場合は開設時)に、外国為替銀行に取引の目的を通知し、インボイス等の取引帳票およびIDを提出する必要がある

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-4】為替管理制度②

貿易外取引・資本取引

貿易外取引	1.仕向送金	<ul style="list-style-type: none"> ① 貿易外取引(保険、運輸など役務の提供に関する取引)は、パーツ建・外貨建とも原則自由に支払可能 ② ロイヤルティーおよび配当金の送金、借入金の返済、利益等の返還などには、BOTの事前承認は不要 ③ 外貨建てのグループ会社貸付については、原則自由。グループ会社以外(取引先など)への外貨貸付は、年間50百万米ドル相当の上限額が設けられており、これを超える場合は中央銀行の事前許可が必要。外貨貸付を行う際は、外国為替銀行に対し、送金者のIDや為替取引の目的を通知することが必要 ④ 国外向けのパーツ建貸付は制限されており、個々の案件ごとにBOTの事前承認が必要。ただし、トレジャリーセンター(TC)ライセンスをBOTから取得した場合には、ベトナムおよび隣接国におけるグループ会社、関係会社に対して、パーツ建の貸付が可能 ⑤ 貿易外の資本取引については、年間50百万米ドルまでの関連会社以外への貸付と、年間50百万米ドルまでのタイ居住者による海外不動産投資が認められている。金額の上限を超える場合は、BOTへの事前申請が必要
	2.被仕向送金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国からのパーツ受取には制限はない
	3.外国通貨受取	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 5万米ドル以上の受取がある会社で、それが輸出代金の受取でない場合は、その会社は外国為替銀行経由で、BOTに所定の様式にて受取報告しなければならない

資本取引

タイにおける外国投資は、直接投資、資産運用投資のいずれも自由である。非居住者は居住者に対する外貨貸付に制限はない。投資資金の本国送金や海外からの外貨建て借入金返済は、証明書類の提出を条件に自由に送金できる

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-5】貿易制度

- ◆ 貿易に関する管轄官庁は、商務省外国貿易局
- ◆ 貨物がタイに到着もしくはタイから出港する際は、輸入者もしくは輸出者は付属書類を添付して税関に通関申告を行わなければならない。税関関税率法令は、ASEAN統一関税率に従って、輸入関税の個所を8桁に修正したものの、従来のEDIを通しての通関手続きは8桁システムに適合していないため、電子通関システム(E-Customs)がEDIシステムに代わって導入
- ◆ 通関手続きおよびその他通関規制手続きを電子的に行おうとする者(企業または個人)は、登録・特典部、手続標準・価格部、税関総括管理部もしくは関税支署に業者登録する必要あり
- ◆ 2014年に施行した新規則により、輸入、輸出、運送、および物流許可を得ようとする者またはその他の証明書もしくは書類を必要とする者は、関連する申請書を電子的方法により、一括して1つの窓口提出すれば済むこととなった

輸入関連規制・ライセンス

- ✓ 商務省は国内産業保護、外貨流出防止のため、輸出入管理法の関係規則により、輸入規制対象品目を指定し、許可証取得の義務付け、課徴金賦課により輸入規制を行う
- ✓ また、2015年の輸出入管理法の改正に基づき、商務省の指定する特定物品のタイを経由する輸送は禁止
- ✓ 加えて、工業省による危険品、国家通信委員会(NBTC)による通信機器、タイ工業規格(TISI)による鉄鋼製品に対する制限等の輸入制限が存在
- ✓ その他輸入関連法として、関税法、輸出入管理法、輸入が増加した品目に対してのセーフガード措置、国際条約に関する商務省告示、その他規制が存在する

輸出関連規制・ライセンス

- ✓ 輸出関連法については、関税法、輸出入管理法が存在する
- ✓ 国内需要優先・輸出管理のため、商務省は輸出入管理法に基づく関係細則により、輸出規制品目を指定
- ✓ 輸出許可取得必要品目が18品目、一定の条件の下で輸出が認められる品目が12品目、輸出禁止品目は3品目
- ✓ 指定された商品の輸出者は、輸出商品規格法に基づき、一定の要件を満たした上で、商務省に登録する必要あり

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-6】通貨規制

項目	内容
決済通貨	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 受取・支払ともに指定通貨の制度はなく、決済通貨に指定はない ✓ 貿易・サービスの対価として受領した外貨およびタイ国内で調達された外貨を国内決済に充当することが可能(ただし、実需の確認を要する)
現金の持込・携帯持出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ パーツ現金の持込について明文規定はない。持出については、隣接諸国(ラオス・カンボジア・ミャンマー・マレーシア)およびベトナム、中国(雲南省)については、45万バーツを超え200万バーツ以下(上限)のパーツ現金の場合は申告が必要。その他の諸国は5万バーツまでは自由。その金額を超える場合は申告が必要 ✓ 外貨現金の持込・持出については、合計金額が2万米ドル相当以上の場合、税関への申告が必要
両替	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現金による外貨とパーツの両替も、外国送金と同様に実需に基づくものであることが求められる。しかし、金額によって実需の証憑書類の提出を省略でき、省略できる金額は各銀行が決定している
居住者外貨預金口座	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 居住者は、外国為替取扱銀行で外貨預金口座を開設ことができ、海外からの入金資金については、無制限に外貨預金を設定できる。国内で調達された外貨については、12ヵ月以内に外貨支払義務がある場合には、外貨支払金額を超えない範囲で金額に制限なく入金が可能(ただし、12ヵ月以内に支払義務のあることの証憑書類の提示が必要) ✓ 外貨支払義務がない場合には、個人・法人ともに500万米ドルを超えない範囲で入金が可能
非居住者預金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非居住者による外国為替取扱銀行での外貨建口座の開設は自由であり、外貨預金残高に関する制限もないが、国外で得た資金(国外源泉)に限られる ✓ 非居住者がタイ国内でパーツ建口座を開設することは可能であり、以下の2種類の口座が一般的に認められている <ol style="list-style-type: none"> ① 非居住者証券口座(Non-Resident Baht Account for Securities: NRBS): 口座の入出金は証券その他の金融商品(例えば株式、債券、ユニット型投資信託、タイ先物取引所およびタイ穀物商品取引所で取引されている金融派生商品)による投資目的のものであれば認められる ② 非居住者一般口座(Non-Resident Baht Account for General purposes: NRBA): 口座の入出金は証券投資以外の一般的な目的(例えば貿易、サービス、国外直接投資、不動産投資やローン)であれば認められる

(出所)MHCBC Consulting (Thailand)資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-7】不動産関連規制

- ◆ 民商法典において、不動産、売買、賃貸借、使用貸借等に関する一般規定が定められている
- ◆ 土地法において、土地の所有権移転、移転登記、土地の権利証、外国人(法人を含む)の土地所有等の事項が定められている
- ◆ 近時、タイ政府は日本の固定資産税に相当する「2562年土地・建物税」を官報に告示。徴税は2020年1月1日を起算日とし、税率は「農業用」「住居用」「商業用」「未使用」に分けて設定。国が定める評価額に対し、農業用は0.15%以下、住居用は0.3%以下、商業用は1.2%以下、未使用分は1.2%以下を課税

タイにおける不動産関連規定

外国人および外国資本に対する規制

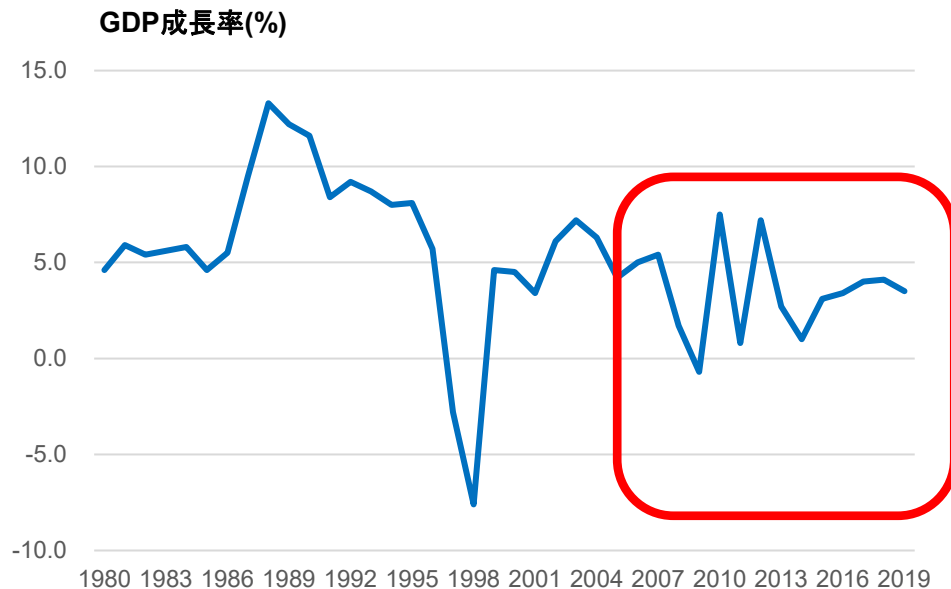
<p>不動産の 所有権</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 建物は、土地とは別個の不動産として所有権の対象となり、土地の所有者と異なる第三者が所有することも可能 ✓ 建物の売買を行う際には、土地事務所において当事者間で所定の売買契約証書に署名。30日間の公告期間を経て、土地事務所から売買証明書が発行されることにより、売買の効力が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国人(含む法人)による土地所有は、原則として認められていない。土地法(Land Code B.E.2497(1954))上、登録資本の49%超が外国人により保有されているまたは外国人株主の数が過半数を占める会社も外国人と見做される。ただし、居住目的の土地所有については、国外からタイ国内の指定事業に4千万バーツ以上投資する等所定の条件を満たした場合には、外国人であっても、内務省の許可を得て、1ライ(1,600㎡)を上限として土地を取得することが可能 ✓ また、投資奨励法(Investment Promotion Act B.E. 2520(1977))上の奨励対象企業の場合は、外資比率に関わらず、投資委員会が定める条件に従い事業活動に必要な土地を所有することが可能。更に、工業団地公社(IEAT)認定企業も、外資比率に関わらず土地を取得が可能 ✓ なお、外国人による建物の所有は禁じられていないため、外国人が土地を借りた上で、賃貸借契約の規定に従って土地上に建物を建築して所有することは可能 ✓ 不動産業に関する免許制度は存在しておらず、有名無実化している状態であるが、営業するにはDepartment of Business Development ,Ministry of Commerce(事業発展局)に登録する必要あり
<p>不動産の 登記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現在の登記制度は、完全な所有権を証明するためには権利証書(Chanote)によることが原則 ✓ しかし、権利証書はすべての土地で発行されている訳ではなく、その他の各種証明書が代替的に利用され、登記制度を補完 	
<p>不動産の 賃借</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原則期間30年上限が原則だが、更に30年の更新オプションを付与可能 ✓ 3年超の賃貸借契約に法的拘束力をもたせるためには、登記が必要 	

(出所)海外建設・不動産市場データベースより みずほ銀行国際戦略情報部作成

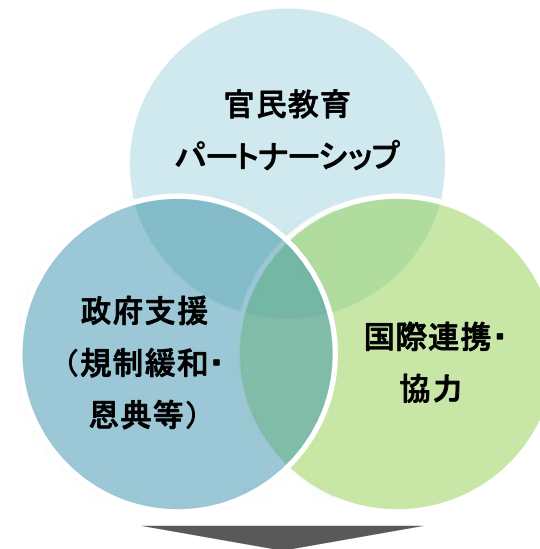
【IV-8】成長政策① ～ タイランド4.0 ～

- ◆ タイが中進国の罠を回避し、「長期的に持続可能な成長」達成に向け、産業の高付加価値化、技術革新が牽引する高度経済成長を目指す国家戦略
 - 今後、20年をかけて価値創造経済を推進していく国家開発戦略であり、投資主導型転換ロードマップに沿った成長を図る
- ◆ 空港・港湾をはじめとした物理的なものに留まらず、知的・社会分野も視野に入れた総合的なインフラ開発、重点産業の開発等を、様々な政府支援、および、国際的連携・協力を用いつつ推進する計画
- ◆ タイランド4.0の推進エリアとして、首都バンコク東部の3県を対象エリアとする「EEC(Eastern Economic Corridor, 東部経済回廊)」開発プロジェクトは、タイランド4.0の支柱の1つ

タイの経済成長率の推移



経済成長イメージ

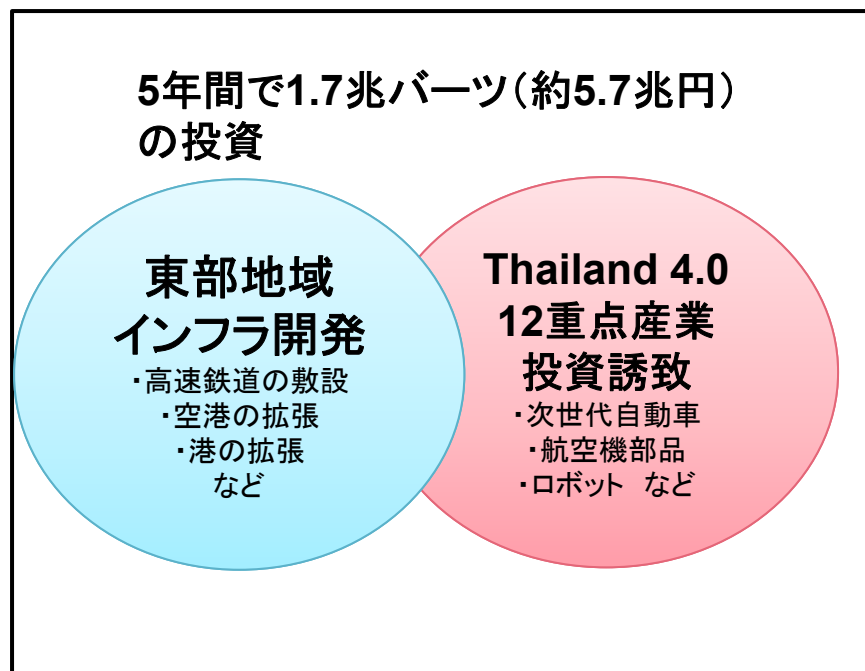


重点産業の開発実現による持続的成長へ

(出所)MHCBCConsulting (Thailand)資料、BOI、IMF、各種報道より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-8】成長政策② ～東部経済回廊(EEC) 基本理念・対象エリア～

- ◆ EECプロジェクトとは、30年前の「イースタンシーボード開発計画」によって発展した東部地域を「タイランド4.0」の実現に向けて、更に発達させるための政策
- ◆ 東部地域のチョンブリ、ラヨン、チャチュンサオの3県内における特定地域をEECエリアと指定し、今後5年間で1.7兆バーツの投資を官民で呼び込む。予算、エリア面積共に、ASEAN最大規模の投資プロジェクト
 - 東西経済回廊・南北経済回廊の中心に加え、インド洋・太平洋・CLMV諸国と中国南部を結ぶ域内連結性、既往の東部沿岸地域における成功実績等を勘案し、戦略的立地として選定
 - 今後、状況に応じ3県以外へも特区を拡大する可能性も
- ◆ 重点産業の集積、産業の拡大を見込んだインフラ開発、新都市開発を行い、タイランド4.0の実現を図る



(出所)BOI、各種報道より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-8】成長政策③ ～重点産業と主要インフラプロジェクト～

- ◆ 2018年のEECにおける投資申請は422件、6,839億1,000万バーツに上る。日系企業については、デジタル・IoT分野、次世代自動車分野などで投資が実現
- ◆ 主要インフラプロジェクトの中でも「空港高速鉄道建設」「ウタパオ空港開発」「レムチャバン港拡大」等が優先プロジェクトとして掲げられており、一部プロジェクトでは既に開発事業者の契約締結も行っている状況

タイランド4.0における10*の重点産業

＜短・中期的に取り組む分野＞ 既存産業のレベルを上げ、 さらに進展させる。	＜長期的に取り組む分野＞ 新規産業を創出し、 タイ経済を飛躍的に発展させる。
次世代自動車	ロボット工学
スマートエレクトロニクス	医療ハブ
メディカル&ウェルネス・ツーリズム	航空・ロジスティクス
農業・バイオテクノロジー	バイオ燃料・バイオ化学
先進的な食品	デジタル

※ 従来の10の重点産業に加え、「国防」「教育」が追加される事が発表されており、現在、両産業の計画が策定されている

(出所)各種報道より みずほ総合研究所作成

EEC開発における主要インフラプロジェクト

フェーズ	投資予定額	主要事業
優先 2017～18年度	全99事業 投資額2,929億バーツ	ウタパオ空港のMRO第1期開発
		3空港（ウタパオとバンコク2空港）を結ぶ高速鉄道
		ウタパオ空港への駅設置
		ウタパオ空港の第3乗客ターミナル
		レムチャバン港の第3期開発
		マブタブット港の第3期開発
中期 2019～2021年度	全62事業 投資額4144億バーツ	モーターウェイ（パタヤ-マブタブット）開発
		サタヒーブ（チュクサメット）港のフェリーターミナル開発
		一般道路の強化
		鉄道の複線化（レムチャバン-マブタブット-ラヨン-チャンタブリートラート）
		ウタパオ空港の第2滑走路建設
		ウタパオ空港の貨物輸送設備（第1期）
長期 2022年度～	全7事業 投資額2529億バーツ	ウタパオ空港の自由貿易地域開発
		モーターウェイ（レムチャバン-プランチンプリ）
		一般道路の強化
		パイパス網の強化
		EECとダウエー（ミャンマー）、カンボジアを結ぶ鉄道開発
		チャチュンサオのインランドデポ
		ウタパオ空港の貨物輸送設備（第2期）
		モーターウェイ（チョンプリ-ラヨン・クレーン郡）
		EEC近隣の都市をつなぐ道路の開発
計168事業 投資額9890億バーツ		

【IV-9】近時トピックス① ～ 国民国家の力党の政策 ～

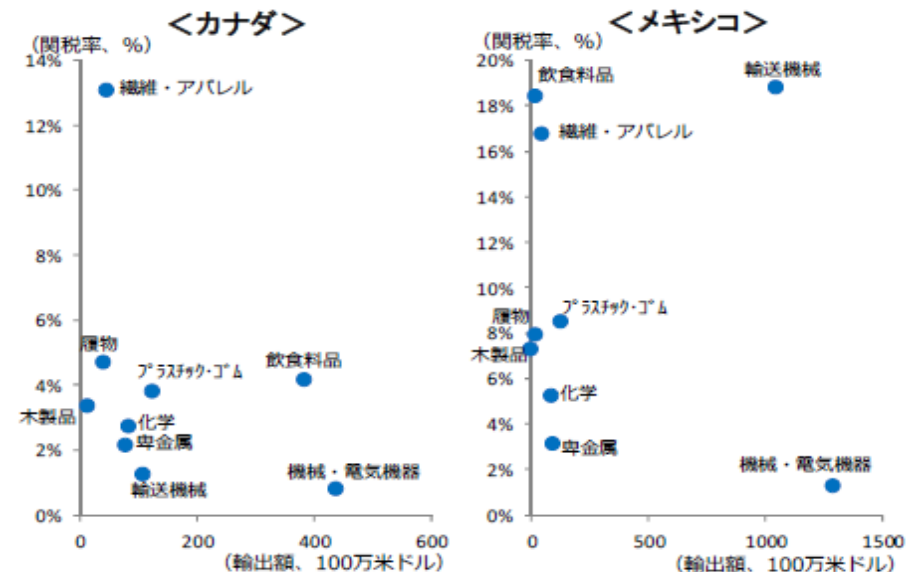
- ◆ 総選挙後においても、EEC開発計画は従来通り成長戦略の一環として継続する方針
- ◆ 選挙の結果、親軍派・反軍派いずれの政策もポピュリズムに傾斜。下院議席が僅差である以上、ポピュリズム政策は継続せざるを得ない状況と考えられる。バラマキ政策は短期的には経済活性化につながるものの、債務返済猶予や過度な消費刺激策によって家計債務の増加を助長させるリスクあり。また、最低賃金の引き上げは外国投資を抑制させる一因になりうる
- ◆ TPPへの参加を2019年11月にも閣議決定する方針。参加が実現した場合は、FTA未締結のカナダ・メキシコ向けの輸出が拡大することが予想される

国民国家の力党の政策

項目	内容
最低賃金	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金を1日あたり400～425バーツに引き上げ
社会政策	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者に生活費を給付する福祉カードの普及 6歳までの子ども手当(月2,000バーツ) 債務支払いの猶予
医療	<ul style="list-style-type: none"> 皆保険制度の拡充 妊娠手当の支給(3,000～27,000バーツ) 出産手当の支給(10,000バーツ)
農業支援	<ul style="list-style-type: none"> 農産物価格を保証(コメ、天然ゴム、サトウキビ、キャッサバなどについて、1トンあたり10,000バーツ)
税制改革	<ul style="list-style-type: none"> 所得税率を10%引き下げ(年収20万バーツ以下は無税) 新卒者の所得税免除(卒業から5年間) 電子商取引業者の免税(事業開始から2年間) 税制改革により増収 中小企業を300万社から500万社に拡大し、税収を確保
通商政策	<ul style="list-style-type: none"> TPPへの加盟
EEC開発	<ul style="list-style-type: none"> EEC開発の継続、主にバンコクに集中する富の地方への再分配を確約しており、EECをモデルにして東北部、北部、南部でも開発を行う方針

(出所)各種報道よりみずほ総合研究所作成

タイが直面する関税(カナダ、メキシコ向け)



(注)2018年のデータ。各国が公表する関税撤廃スケジュールに基づき試算。タイの各国・各品目の輸出額をウェイトに関税を加重平均

(出所) UN Comtrade、オーストラリア外務貿易省よりみずほ総合研究所作成

【IV-9】近時トピックス② ～ タイ総選挙の影響 ～

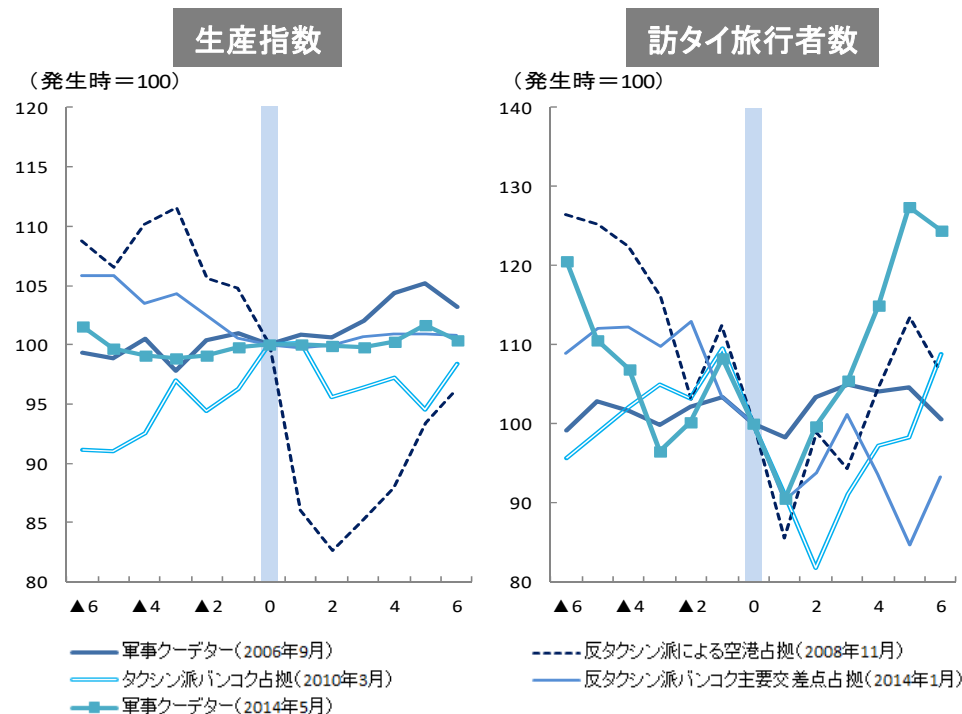
- ◆ 選挙結果に対する不満によりクーデターやデモが発生した場合は、企業行動や訪泰旅行者に影響が出る可能性も
 - これまで政治対立をきっかけに度重なるクーデターやデモなどの政治混乱が発生。過去のデータをみると、政治混乱が起きた時期に、生産指数や訪泰旅行者数は大きく減少。元の水準を取り戻すまでには約3～6カ月の時間を要している

過去のデモ・クーデター事例

年月	出来事
2006年9月	軍事クーデター発生、10月にスラユット暫定軍事政権発足
2008年2月	民政移管、2007年憲法に基づく総選挙でタクシン派のサムック政権発足
11月	反タクシン派がスワンナブーム国際空港、ドンムアン空港を不法占拠
2010年3月	最高裁判所によるタクシン一族の資産没収判決を受け、タクシン派がバンコクで大規模デモ（約10万人参加、91名の死者）
2011年7月	下院選挙でタクシン派のタイ貢献党が過半数の議席を獲得し、タクシン実妹のインラック氏が首相に就任
2013年11月	タクシン元首相の帰国を可能とする恩赦法案に反対する反タクシン派の大規模デモが発生
2014年1月	インラック政権打倒や総選挙阻止を訴える反タクシン派がバンコクの主要交差点を封鎖
2月	下院選挙実施。反タクシン派の妨害により多くの選挙区で投票を実施できなかったが、タクシン派が勝利してインラック政権が継続
5月	プラユット陸軍司令官率いる軍がクーデターを実施
9月	プラユット氏が首相就任、軍事政権発足

(注) 青の網掛けは、クーデターやデモが起きたことを示す
 (出所) 各種報道よりみずほ総合研究所作成

デモ・クーデターの影響



(出所) タイ工業経済局、タイ観光局よりみずほ総合研究所作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

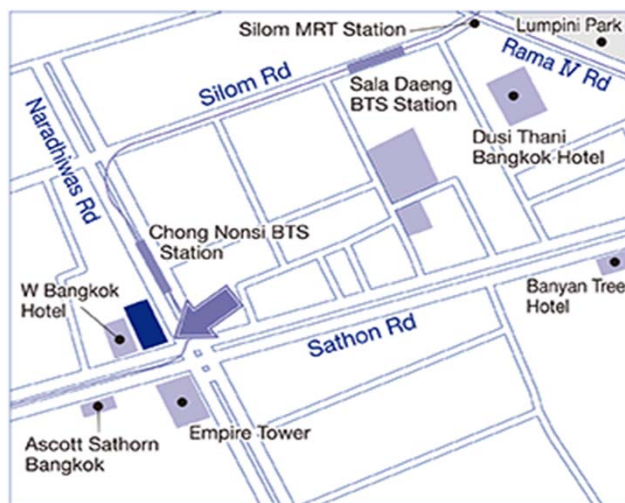
IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【V-1】みずほ銀行 タイ拠点のご案内①

◆ バンコック支店 Mizuho Bank, Ltd. Bangkok Branch

所在地	98 Sathorn Square Office Tower 32nd - 35th floor, North Sathorn Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500, Thailand
代表電話	66-2-163-2999, 2-002-0222
営業日	月曜日～金曜日



空港からのアクセス
タクシー：約45分

◆ イースタンシーボード出張所(2015年3月9日開設) Mizuho Bank, Ltd. Eastern Seaboard Branch

所在地	イースタンシーボード工業団地内 ESIEプラザⅡ 300/7 ESIE Plaza 2, Unit No.2-05 Moo 1, Tambol Ta Sit, Amphoe Pluak Daeng, Rayong 21140, Thailand
営業日	月曜日～金曜日



スワンナプーム空港からのアクセス
タクシー：約2時間

【V-1】みずほ銀行 タイ拠点のご案内②

◆ カンボジア プノンペン出張所(2017年4月19日開設) Mizuho Bank, Ltd. Phnom Penh Branch

所在地	13A Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blvd (St. 93/232) Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia
営業日	月曜日～金曜日

プノンペン出張所 所在地



空港からのアクセス

タクシー：約30分 ※日本との時差：日本時間-2時間

【V-2】みずほフィナンシャルグループ タイ現地関連会社のご案内①

◆ MHCBC Consulting (Thailand) Co., Ltd.

所在地	Unit 3101~3103, Sathorn Square Office Tower, 31st Floor 98 North Sathorn Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500, Thailand
企業概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主要業務: 出資、コンサルティング業務 ✓ 資本金: 2百万Baht ✓ みずほフィナンシャルグループ出資比率: 39%
	外国人事業法で規制される業種でのタイ進出は、外国(日本)からの出資が50%未満に制限。当該規制業種でのタイ進出に際し、「安定的なタイ側株主を確保したい」という、みずほ銀行の顧客ニーズに対応するため設立
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国人事業法による外資規制対応として、日系企業進出に際する出資業務を実施 ✓ また事業再編、タイ投資委員会(BOI)の投資奨励取得などに係る手続や現地規制対応について、コンサルティングサービスを提供

◆ TISCO Financial Group Plc.

所在地	TISCO Tower, 48 North Sathorn Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500, Thailand
企業概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主要業務: リテールファイナンス(主に自動車関連)、事業者向ファイナンス、リース、預金業務、給与計算代行、プロビデントファンド(退職金積立基金)、IPO、株式発行、社債発行、M&A、各種アドバイザリー業務 ✓ みずほフィナンシャルグループ派遣員: 役員1名・従業員1名(2017年12月現在)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ TISCO Financial Group Plc.は、1969年にタイ最初の投資銀行として設立された金融グループ ■ 2009年より持株会社制(TISCO Financial Group)に移行、グループ内に銀行の他、関連会社(TISCO Securities、TISCO Asset Management他)を擁しタイ固有の環境に応じた金融サービスを提供

【V-2】みずほフィナンシャルグループ タイ現地関連会社のご案内②

◆ TISCO Tokyo Leasing Co., Ltd.

企業概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資本金： 60百万バーツ ✓ 業務内容： リース業務、割賦販売 (工場機械設備・機械・車・OA機器等) ✓ みずほフィナンシャルグループ出資比率： 49%
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ TISCO東京リーシング(タイランド)は、みずほフィナンシャルグループの親密リース会社である東京センチュリーと、地場投資銀行のTISCOフィナンシャルグループが共同出資しているリース会社 ✓ 1993年の設立以来、日系企業を中心に取引しており、不動産を除く各種動産(工場設備、工作機械等)に対するリースファイナンスおよび割賦販売サービスを提供するほか、車やPC、複写機・FAX等の購入も取り扱う

◆ Krung Thai IBJ Leasing Co., Ltd.

企業概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資本金： 100百万バーツ ✓ 業務内容： リース業務、割賦販売 (機械設備・機械・車・OA機器等) ✓ みずほフィナンシャルグループ出資比率： 49%
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Krung Thai IBJ Leasing Co., Ltd.は、みずほフィナンシャルグループの親密リース会社である興銀リースと、タイの商業銀行 Krung Thai Bankが共同出資し、1992年に設立したリース会社 ✓ 設立以来、日系企業および地場企業と取引があり、その取引社数は約1,000社に上る ✓ 通常のリース、割賦販売に加え、親会社の興銀リースが総合リース会社として40年余り培ってきた独自のノウハウとネットワークを活用したサービスを提供

【V-3】業務提携①～Siam Commercial Bank

- ◆ みずほ銀行は、2014年11月19日、タイ最大の民間銀行であるサイアム商業銀行(SCB)と、商業銀行業務・投資銀行業務・リテールビジネスにかかる広範な分野での業務協力覚書を締結
- ◆ 本覚書締結により、同行が有する地場最大のネットワークを活かし、お客さまの進出・事業拡大を幅広くサポートできる体制を構築



- ✓ 1907年、タイ王国王室がタイで最初の商業銀行として設立。タイ四大銀行の一行
- ✓ タイ国内で最大のネットワークを誇る銀行であり、法人・個人ともに、圧倒的なタイ国内での顧客基盤を有する
- ✓ ユニバーサルバンクとして、高度なプロダクツラインを強みとした幅広い金融サービスを提供



設立	1907年
社員数	28,044人
支店数	1,019店
ATM数	9,621台
格付 (S&P/Moody's/Fitch)	BBB+/Baa1/BBB+
総資産	3,187十億バーツ
時価総額	454十億バーツ
当期純利益	40,095百万バーツ
WEBサイト	http://www.scb.co.th/en/home

(2018年12月現在)

(出所) 当社Annual Report2018、ウェブサイトより みずほ銀行国際戦略情報部作成 (写真:みずほ銀行撮影)

【V-3】業務提携②～WHAインダストリアル・デベロップメント社～

- ◆ みずほ銀行は、2014年12月16日、WHAインダストリアル・デベロップメント社と業務協力覚書を締結
- ◆ WHA社は、タイ証券取引所に上場する業歴31年の地場大手ディベロッパーであり、同社が運営する工業団地および物流拠点には、既に200社以上の日系企業が進出
- ◆ 本覚書の締結により、WHA社と連携し日系企業の進出サポート体制の構築を図り、お客さまのタイでの事業展開をより力強くサポート



覚書締結による主なサポート内容

- ✓ 日系企業に対する当地進出時の諸手続のサポート
- ✓ 在タイ企業の投資拡張、工場移転時の情報提供・サポート
- ✓ 日系企業相談会、セミナーの共催

WHA社((旧ヘマラート・ランド・アンド・デベロップメント)について

- ✓ 1988年設立、1992年にタイ証券取引所に上場
- ✓ EEC(東部経済回廊)を始めチョンブリ県とラヨン県で計10カ所、総面積48,627ライ(7,780ha)の工業団地を運営
- ✓ マツダ、スズキ、GM等大手完成車メーカーのほか、自動車部品メーカー等自動車関連企業が進出中
- ✓ 良質な開発済み用地と電気・水道などの公共インフラサービス、物流拠点等で強み
- ✓ イースタンシーボード工業団地北部のヘマラート・イースタンシーボード工業団地で用地を拡張中
- ✓ 2017年2月に東部ラヨン県で9カ所の工業団地となる「ヘマラート・イースタンシーボード工業団地4(HESIE4)」を立ち上げた
- ✓ 2018年5月、社名を「WHAインダストリアル・デベロップメント」に変更

(出所) 当社ウェブサイト、各種報道より みずほ銀行国際戦略情報部作成 (写真: みずほ銀行撮影)

【V-3】業務提携③～Eastern Economic Corridor Office

- ◆ みずほ銀行は、2018年3月22日、Eastern Economic Corridor Office (EEC事務局)と業務協力覚書を締結
- ◆ EEC事務局との業務協力覚書締結は、日系金融機関では第一号
- ◆ 本覚書の締結は、EEC地域への投資を検討している企業への情報提供・支援を図ることを目的としており、EEC事務局と連携し、日系企業のEEC地域への投資をサポート



カニット事務局長(右)



(出所) 当行ウェブサイト、各種報道より みずほ銀行国際戦略情報部作成 (写真: みずほ銀行撮影)

みずほEECセミナーの開催

- 2018年7月4日、業務提携に基づく協働事項のひとつとして、EEC事務局とみずほ銀行の共催によるEECセミナーを開催
- EECプロジェクトの概要や各種プロジェクトの最新情報、進出企業に対する優遇税制などの投資恩典策を説明
- 約140社、約200名が出席し、日系企業におけるEECへの関心の高まりが窺われた



- セミナーに登壇したバンサーン・ブンナーク駐日タイ王国特命全権大使(中央)、EEC事務局カニット事務局長(右から4番目)

【V-3】業務提携④～Export-Import Bank of Thailand

- ◆ みずほ銀行は、2018年11月26日、タイ政府系金融機関であるタイ輸出入銀行(Export-Import Bank of Thailand)との間で、グローバルベースでの協業にかかわる業務協力覚書を締結
- ◆ タイ輸出入銀行と業務協力覚書を締結するのは、日本の民間金融機関としてはみずほが初
- ◆ タイの中堅中小企業によるCLMV諸国を中心としたグローバルな事業拡大の動きに対し、両行の有するノウハウ、インフラを活かし、サポート体制の拡充を図る



ピシット総裁(右)



タイ輸出入銀行について

設立	1993年
事業内容	タイ企業の貿易促進、海外投資促進にかかわる金融サポート事業
拠点数	国内本支店10 海外駐在員事務所3
社員数	802名
格付(Moody's/Fitch)	Baa1/BBB+
総資産	1,066億バーツ
WEBサイト	http://www.exim.go.th/

(出所) 当社Annual Report、ウェブサイト等より みずほ銀行国際戦略情報部作成 (写真:みずほ銀行撮影)

©2019 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。